

現代政治理論と公／私区分  
——境界線の領域横断化——

田 村 哲 樹

はじめに

第一章 公／私の質的区分は不必要か？

第二章 「領域としての公」論

——ハンナ・アレントにおける「公的領域」と「私的領域」

第三章 「エートスとしての公」論

第四章 制度と選好形成——新制度論と二重効用論の意義

第五章 領域横断的な公／私区分の概念化に向かって

おわりに

## はじめに

近年の政治学あるいは社会科学全般において、*public*（「公共」あるいは「公」）をどのように概念化するかという問題が、大きな論点となっている<sup>2)</sup>。本稿は、この論点に関わる近年の政治理論におけるいくつかの業績を取り上げつつ、「公」をめぐる様々な論点の中でも、公／私区分の境界線をどのように引くべきか、という問題を検討する。しばしば指摘されるように、公や私といった概念は「高度に複雑かつあいまい」であり、したがって両者を区分する試みも複雑なものとならざるを得ないが<sup>3)</sup>、この点を念頭に置きつつ、本稿では、この区分のより適切な理論化を試みる<sup>1)</sup>。この作業は、また、とかく乖離しがちな政治哲学としての規範的政治理論と政治（科）学における経験的政治理論とを横断し架橋する試みともなるはずである。

まず第一章では、公／私の質的区分への反論を検討する。次に第二章と第三章において、公の概念に関するこれまでの議論を、「領域としての公」（第二章）と「エートスとしての公」（第三章）という二つのアプローチに整理し、その特徴と問題点とを考察する<sup>5)</sup>。続いて第四章において、公概念の論じ方としてより適切と思われるアプローチとして、二重効用論を提起する。最後に第五章で、このアプローチが持つ問題点の解決策について考察し、領域横断的な形で公／私区分を理論化する方法を提示したい。

## 註

※本稿は、二〇〇一年九月四―六日に、イギリス・シェフィールド大学で開催された日英若手研究者のワークショップにおける私の報告ペーパー（TAMURA Tatsuki, "Democratic Theory and the Notion of 'Public'": paper prepared for the presentation at Anglo-

- Japanese Academy Workshop for Young Social Scientists, the University of Sheffield, September 4-6, 2001. 後に「International Center for Comparative Law and Politics, Graduate School of Law and Politics, the University of Tokyo (ICCLP) (ed.), *Anglo Japanese Academy Proceedings* (2001/9-4-2001/9-9), ICCLP, 2002, pp. 587-600 に所収) を日本語に直し、加筆・修正を施したものである。参加者の皆さんには貴重なコメントを頂くとともに、学問的に大いに刺激を受けた。さらに、同ワークショップの企画・運営にあたっては、グレン・フック (Glenn Hook)、シェフィールド大学)、ヒューゴ・ドブソン (Hugo Dobson)、シェフィールド大学)、高橋進 (東京大学)、和田啓子 (東京大学) をはじめとする多くの皆さんにご尽力いただいた。これらの方々に、改めて感謝の意を表したい。
- また、お忙しい中で本稿の草稿を読み、貴重なコメントを寄せていただいた、近藤康史 (筑波大学) および山崎望 (東京大学大学院) のお二人にも、併せて感謝申し上げたい。
- (1) 以下、本稿では、public の訳語として他の著作・論文からの引用文の場合を除き、基本的に「公」を用いる。
- (2) 日本における近年の業績として、佐々木毅・金泰昌編『公共哲学 全一〇巻』(東京大学出版会、二〇〇一—二〇〇二年)、日本法哲学会編『法哲学年報二〇〇〇〈公/私〉の再構成』(有斐閣、二〇〇一年)、齋藤純一『公共性』(岩波書店、二〇〇〇年)、大澤真幸「公共性」の条件——自由と開放をいかにして両立させるのか——(上)(中)「思想」第九四二号、第九四四号、二〇〇二年、二〇〇二年)四—二二、二七—四九頁、谷口功一「公共性」概念の哲学的基礎・序説」(『国家学会雑誌』第一一四号、第五・六号、二〇〇一年)一三七—一九九頁などがある。
- (3) Cf. Maurizio Passerin d'Entreves and Ursula Vogel, "Public and Private: A Complex Relation," in Maurizio Passerin d'Entreves and Ursula Vogel (eds.), *Public and Private: Legal, Political and Philosophical Perspectives*, Routledge, 2000, p. 1f. See also Jeff Weintraub, "The Theory and Politics of Public/Private Distinction," in Jeff Weintraub and Krishan Kumar (eds.), *Public and Private in Thought and Practice: Perspectives on a Grand Dichotomy*, The University of Chicago Press, 1997, p. 2ff. Alan Wolfe, "Public and Private in Theory and Practice: Some Implications of an Uncertain Boundary," in Weintraub and Kumar (eds.), *Public and Private in Thought and Practice*, pp. 182-196.

(4) 本稿は、公／私区分における理論的な問題を扱うものであり、したがって様々な地域・国家における歴史的・具体的な公／私区分がどのようなものであったか(そして現在どのようなものか)という問題には、立ち入ることができない。この点については、差し当たり、佐々木・金編前掲『公共哲学』、とりわけ第一、二、三、四巻所収の諸論稿を参照されたい。

(5) 「領域としての公」および「エートスとしての公」という区別については、次の論文にヒントを得ている。Peter J. Steinberger: "Public and Private," *Political Studies*, vol. 47, no. 2, 1999, pp.292-313. ただし、スタインベルガーのこの論文が、「エートスとしての公」論を支持するのに対して、本稿は、この二つの区別のみでは、公／私区分を適切に理論化することはできない、という立場をとる。

## 第一章 公／私の質的区分は不必要か？

本稿は、公と私とは質的に区分されるべきであると考え、第二章以下において、どのような区分を行なうべきか、という点について考察する。しかし、公／私区分については、両者を質的に区分するべきではないとの見解も存在する。そこで本章では、次章以下の考察の前提作業として、公／私を質的に区分しようとする試みに対して提起されうる諸批判を検討しておくことにしたい。

公／私の質的区分に対する批判としては、差し当たり、次の二つのものを挙げる<sup>1)</sup>ことができる。第一の批判は、そのような試みは、「公による私の侵害」をもたらすのでないかというものである。第二の批判は、いわゆる「反本質主義」の立場からのものである。以下で、順に検討しよう。

（一）公による私の侵害

まず、公／私を質的に区分することは公による私の侵害を招く、という批判があり得る。この場合の「公」は国家を、「私」は諸個人を、それぞれ指している。とりわけ日本においては、公を国家と同一視し、この「公」としての国家への服従の意義が強調される風潮が根強い。<sup>2)</sup> そのような風潮の中で、国家の巨大な「公共事業」による環境破壊・権利侵害に対しても、諸個人は、「公共の福祉」の名の下に受忍を強いられてきた。このような日本の文脈を想起するならば、公／私を質的に対する批判が起こることも理解できないわけではない。しかし、このような「公による私の侵害」という主張に対しては、少なくとも三つの観点から異議を唱えることができる。第一に、いわゆる「市民社会」論ないし「公共領域 (public sphere)」論の台頭である。第二に、「公」と「共同(体)」との区別の必要性である。第三に、「私による公の侵害」問題である。

第一の問題について、周知のように、近年多くの文献が、国家と区別された領域としての市民社会ないし公共領域に着目している。<sup>3)</sup> そこにおける諸個人の活動（社会運動・非営利活動）が「市民的公共性」という形で、「公共性」（公益性）を定義する権利を国家の独占から奪還し始めている<sup>4)</sup> というのである。第二章で論じるように、このような領域的な公概念把握については問題点も存在する。とはいえ、その点を留保した上で、市民社会論・公共領域論が公を国家と同一視することの不適切性を明らかにした点は、これらの議論の意義としてやはり一定程度評価されるべきである。

第二に、公と共同(体)との区別という問題がある。しばしば指摘されるように、公と共同とは異なる概念である。例えば、イマヌエル・カントによる「理性の公的使用」と「理性の私的使用」との区分は、この点を明確に示

すものである。「理性の公的使用」は、「全共同体 (ganzes Gemeines Wesen)」あるいは「世界市民社会 (Weltbürgergesellschaft)」の一員としての理性の使用である。これに対して、「理性の私的使用」とは、軍隊・教会・国家などの自らに属する、世界市民社会との関係ではあくまで部分的な「共同体 (gemeines Wesen)」における理性の使用を指す。谷口功一が指摘するように、この区分によってカントは、「『公共性』と『共同性』を徹底的に峻別し」、「『公共性』が部分的な『共同性』には還元され得ないことを闡明にしている」のである。<sup>64</sup> また、齋藤純一も、「『公共性』と『共同性』との区分に注意を促している。彼によれば、「共同体」が「同化／排除の機制を不可欠とする」のに対して、「公共性」は「価値の複数性を条件とし、共通の世界にそれぞれの仕方に関心をいだけく人びとの間に生成する言説の空間」である。<sup>67</sup>

これらの議論においては、国家は「公共性」ではなく「共同性」の空間である、とされている。カントにおいては、国家は「全共同体」ないし「世界市民社会」との関係では部分的なものに過ぎない。また、齋藤においても、「国民の共同体」としての国家は、「同化／排除の機制」を有するがゆえに「公共性」とは異なる、ということになる。<sup>68</sup> このように、しばしばその存在による「私の侵害」が懸念される場合の国家は、公ではなく、むしろ共同(体)として把握されるべき存在なのである。すなわち、「公による私の侵害」に対する危惧は、正確には「共同(体)による私の侵害」に対する危惧と**言うべきである**。<sup>69</sup> したがって、国家の存在をもって「公による私の侵害」の根拠とすることは、十分な説得力があるとは言えないのである。

第三に、現代社会における「私による公の侵害」という問題の重要性をどのように考えるか、という問題がある。仮に「公による私の侵害」という懸念が——右で述べた異議にもかかわらず——妥当性を有するとしても、他方では、現代社会においては、「私による公の侵害」も深刻な問題となっていることも否定できない。「私による公の侵

「害」は、しばしば「保守派」の主張と見なされがちであるが、そのような理解は必ずしも当たらない。例えば、ポストモダンリズムについての社会理論家であるジグムント・バウマンも、次のように述べているのである。

「もはや、『公』が『私』を占拠しようとしているとは言えない。あべこべに、個人的関心、嗜好、悩みの範疇から少しでも外れるものを排除、除外する後者が、前者の領域を侵している。」<sup>100</sup>

この叙述では公と私との質的区分が前提となっており、この前提に対しては、当然、批判もあり得る。しかし、この点については、反本質主義を扱う次項において検討することにする。ここでは、現代社会においては「公」による私の侵害」だけではなく——場合によっては、むしろそれ以上に——「私による公の侵害」も深刻な問題であることを確認しておきたい。もちろん、本稿は、この問題に対する回答として、私に対する公（あるいは公と同一視される共同）の特権化を支持するわけではない。だからこそ、公／私区分についてのより慎重な考察が求められるのである。

## （二）反本質主義

公／私の質的区分に対する第二の批判として、「反本質主義」を挙げることができる。ここで反本質主義とは、公／私区分について、例えば次に挙げるような叙述において表現されている立場を指す。<sup>101</sup>

「重要なことは、ここでは自然に与えられた所与の境界線は存在しない、ということである。何が共通の関心事

と見なされるかは、まさに言説的な抗争を通じて決定されるであろう。いかなる論点も、そのような抗争に先立って立ち入り禁止と規定されるべきではない。<sup>142</sup>」

「公／私の区分は、政治的闘争のパフォーマティブな産物と見なされ、大変な努力によって獲得されるものであり、かつ常に一時的なものである。<sup>143</sup>」

「公／私の境界線の位置づけと明確さとは、階級闘争の状況によって、相当に変化してきたのである。<sup>144</sup>」

これらの叙述を踏まえ、本稿では、公／私区分における反本質主義を、「予め定められた『公』などというものは存在せず、『公』は不断に構築されるものである」という主張として理解しておきたい。このような公／私区分理解における公とは、(多数の人によって)公と見なされた／見なされているもの(その意味で「社会的に構築されたもの」ということになろう。<sup>145</sup>)

確かに、反本質主義は、既存の公のあり方を批判するのに有効な理論装置となることがある。それは、従来の公／私区分の境界線の自明性を根本的に揺るがす可能性を秘めているからである。反本質主義は、公／私の境界線がなぜそこに引かれているのか、そしてそのような境界線の引き方がどのような問題をもたらしているのか、といった問いの重要性、あるいは人為的な二分法を自然に見せかける境界線の有する問題性を提起する。<sup>146</sup>私も、反本質主義が有するそのような理論的可能性を評価しないわけではない。反本質主義的な公／私区分観に立つことで、例えば、女性に対するドメスティック・ヴァイオレンスなどの問題は決して「私事 (private matter)」ではなく、社会全



体の「共通の関心事 (common concern)」である、と認識することも可能になったのである。<sup>167)</sup>しかし、それにもかかわらず、反本質主義には以下に述べる三つの問題点があると考えられる。

第一に、それは、「反本質主義という本質主義」、すなわち「本質の不在がそのまま本質へと反転するという危険」を伴っている。<sup>168)</sup>公／私区分の文脈で言えば、「反本質主義は、「公／私」の(本)質的区分など存在しない」という点だけは「本質的」である、ということの意味する。この観点から、反本質主義は「本質主義」的な公／私区分を批判することになる。しかし、そのような試みは問題をもたらす。本来、反本質主義は、本質主義的な公／私区分がもたらす排他性や閉鎖性を問題視していたはずである。しかるに、いかなる公／私質的区分をも本質主義として批判する時、それは、反本質主義が自らの立脚点を本質化することを通じて、他の立場に対して排他的態度をとることを意味することになる。ここに、反本質主義におけるパフォーマンスな矛盾を見出すことも可能であろう。

第二の問題は、反本質主義が本当に「本質の不在」を貫徹することができるのか、という点である。すなわち、反本質主義は、一方で「本質の不在」を唱えつつも、他方で何らかの実質的基準・原理<sup>169)</sup>「本質」にコミットせざるを得ないのではないか、ということである。この点を明確にするために、ここではエルネスト・ラク라우(およびジューデイス・バトラー)に対するスラヴォイ・ジジエクの批判を参照しておきたい。

ジューデイス・バトラーおよびラク라우との共著『偶発性・ヘゲモニー・普遍性』<sup>170)</sup>において、ジジエクはラクハウの「終わりなきヘゲモニー闘争というモデル」を批判している。ラクハウは、「ヘゲモニー」の作用を等価な個別性の連鎖を実現することとして捉えている。<sup>171)</sup>これに対して、ジジエクは、次のような疑問を投げかける。

「・・・このモデルそのものの『普遍的』地位は問題をはらんでいる。彼ら（ラクラウとバトラー——引用者註）が提示しているのは、『あらゆる』イデオロギー——政治プロセスの『形式的』座標なのか。それとも彼らはただ、古典的左翼が撤退した後に出現した、『現代の』（ポストモダンの）『特定の』政治実践の理論構造を記述しているのか。」（傍線は原文イタリック）

もしも「ヘゲモニー」という概念が、等価な個別性の連鎖を単に「形式的」に意味するに過ぎないのであれば、そのようにして出来上がるヘゲモニーはいかなる内容でもあり得る、ということになるはずである。しかし、他方でラクラウは明確に、「現代の特定の」政治実践である「ラディカル・デモクラシー」にコミットしている。そして、ラクラウ自身は明らかに、この「特定の」政治実践であるラディカル・デモクラシーが「形式的」なヘゲモニーの論理を採用することを主張している。しかし、ヘゲモニー概念の形式性とラディカル・デモクラシーの個別性とは、それほど容易に接合可能なのであろうか。ジジエクは、「『ヘゲモニー』という普遍的観念そのものが、いったいどのように『内在的に』ある個別の倫理的——政治的選択にとくに結びつくのか、わたしにはわからない」と述べている。<sup>22</sup>なぜなら、ジジエクの別の著作における表現を用いれば、ラクラウのヘゲモニー概念は、それ自体としては「ファシズムから自由民主主義まで、あらゆる可能な社会政治的秩序を分析できる考え」と思われるからである。<sup>23</sup>

ジジエクの批判は、ラクラウのヘゲモニー概念が厳密には反本質主義ではあり得ないことを指摘していると言えらる。<sup>24</sup>すなわち、もしもヘゲモニーが（ラクラウの支持する）ラディカル・デモクラシーの理念に適合するように作用するのであれば、そこでは反本質主義的に「いかなる価値も等価」とのみ言うことはできず、ラディカル・デモ

クラシーの理念を他の理念よりも優位に置く、という実質的な価値判断が存在するはずなのである。現に、ラクラウ自身も、ジジエクの批判に対して、「事実と価値とをきっぱりと分けることなどできはしない」との再批判で応じているのである。これは、ラクラウ自身が、完全な反本質主義の立場に立つものではないことを認めたものと言えよう。<sup>26)</sup>

公／私区分についても、右の議論は当てはまる。確かに、公／私の質的な区分を避け、公の構築性を主張することは、理論的には可能である。しかし、問題は、その場合の「公」は言わば「何でもあり得る」、ということである。すなわち、いみじくもある論文が指摘するように、「ファシスト的公共性」<sup>27)</sup>もまた公の一つのあり方、ということになるのである。この場合、公ないし公共性の概念は、「形式的」であり、それ自体に何らかの具体的な「価値」が込められているわけではない。繰り返すようであるが、理論的にはこのような公の概念化が不可能であるわけではない。それにもかかわらず、このような反本質主義的概念化では、なぜ現在、公の概念が論じられているのか、あるいはいかなる公（および公／私区分）の概念化が求められているのか、という問いに対して、答えることはできない。既に述べたように、確かに反本質主義は、既存の公／私区分の境界線を問題視する際には威力を発揮し得る。しかし、その後、それではどのような公／私区分を考えるのか、という問いに対して、反本質主義は直接答えることはできないのである。こうした問いに答えるためには、ラクラウがヘゲモニー論とラディカル・デモクラシーへの価値判断との不可分性を述べたように、公の概念についても一定の価値判断を伴う質的な内実を与える方向で考察を進めるべきである、というのが本稿の立場である。<sup>28)</sup>

最後に第三に、公への反本質主義的批判は、政治像のレベルにおいて問題を孕んでいる。すなわち、この批判は、結果的に、政治を自己利益の集計と見なす見解との判別を困難にするように思われるのである。二〇世紀における

民主主義理論の歴史を振り返ってみるならば、それは「自己利益中心の政治理論 (self-interest based political theory)」の発展の歴史であったと言いうことができる。ジョセフ・シムムベーターの『資本主義・社会主義・民主主義』以後、「自己利益中心の政治理論」構築の方向性が確立した。第二次大戦後のとりわけアメリカにおける集団理論および多元主義アプローチの興隆は、その帰結である。また、多元主義へのラディカルな批判者たちも、自己利益を分析の中心に据える点では、前者と共通していた。<sup>331</sup>

このような「自己利益中心の政治理論」において、政治は「単なる私的利益実現のための活動に還元」<sup>332</sup>され、公はそうした私的利益の集計を意味することになる。しかし、既に一九六〇年代から、「自己利益中心の政治理論」は厳しい批判にさらされるようになる。その批判は、規範的批判と理論的批判の二つに区別することができる。規範的批判は、まさに「自己利益中心の政治理論」が政治を「単なる私的利益実現のための活動に還元」しまう点を問題にする。その典型が、セオドア・ロウイによる「利益集団自由主義」批判である。他方、理論的批判は、自己利益のみでは個人的次元を超える集合的次元を説明することはできないと主張する。このような批判の代表としては、マンサー・オルソンによる「集合行為問題」の提起を挙げることができる。<sup>333</sup>これらの批判を真剣に受け止めるならば、その結果は、自己利益に排他的に基づくのではない政治理論構築という方向性であろう。例えば、政治における理性の役割をめぐる鋭く対立している、「熟議民主主義 (deliberative democracy)」と「闘争的民主主義 (agonistic democracy)」の両者は、単なる自己利益の追求・達成ではない政治像を求める点では一致している。<sup>334</sup>また、近年の合理的選択理論においても、個人の合理性を自己利益の最大化とは異なる「倫理的要因」をも含むものとして捉え直そうとする試みが見られる。<sup>335</sup>これらの動向は、「自己利益に排他的に基づくのではない政治理論構築」という方向性をよく示すものである。

以上のような政治理論の展開過程を見るならば、今日求められている公の概念も、単なる私的利益の集計ではないそれ、ということになる。しかし、完全な反本質主義の立場では、公を私的利益の集計から区別する基準・原理を設定することは困難なのである。

以上、本章では、公／私の質的区分に対する諸反論を批判的に検討し、公／私の質的区分の必要性について論じた。それでは、この区分はどのようになされ得るのであろうか。次章以下では、この問題について検討していく。

註

- (1) 本来ここで、公／私区分に対するフェミニズムからの批判も検討すべきであるが、本稿ではその余裕がない（ただし、本章および第二章のアレント評価という文脈において若干言及する）。一言だけ述べておけば、フェミニズム理論は、とりわけリベリズムが想定するような公／私区分を批判するが、その理論家の多くは公／私区分それ自体を完全に否定するわけではない。この問題については、本稿の右記該当箇所を取り上げられる諸文献に加えて、以下に挙げる諸文献などを参照されたい。Winkler, *Contemporary Political Philosophy: An Introduction*, Oxford University Press, 1990, pp. 247-262. ウィル・キムリック、岡崎晴輝・木村光太郎・坂本洋一・施光恒・関口雄一・田中拓道・千葉真訳『現代政治理論』（日本経済評論社、二〇〇二年）三八六—四〇八頁。Susan Moller Okin, "Gender, the Public and the Private," in David Held (ed.), *Political Theory Today*, Stanford University Press, 1991, pp. 67-90. Iris Marion Young, "The Ideal of Impartiality and the Civic Public," in Iris Marion Young, *Justice and the Politics of Difference*, Princeton University Press, 1990, pp. 96-121. 野崎綾子「正義論における家族の位置——リベラル・フェミニズムの再定位に向けて——」『国家学会雑誌』第一二三巻第一一・一二号、二〇〇〇年、六九—八二頁。

(2) 「公としての国家」を強調する近年の代表的な論者として、佐伯啓思がいる。彼は、「公民的共和主義」の思想に依拠して「市民的徳性」の重要性を説くが、その内実として最も強調されるのは「祖国のために死ぬこと」である。差し当たり、佐伯啓思「『市民』とは誰か——戦後民主主義を問いなおす——」(PHP新書、一九九七年)を参照。もつとも、佐伯も、公が国家のみを指すものではないことは認めている。

また、最近の例で言えば、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会の提言「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について(中間報告)」(二〇〇二年一月一四日)においても、公と国家との等置ないし混同の傾向が見受けられる。同中間報告は、「社会全体のモラルの低下、公德心、公共心、規範意識の欠如など」の問題への対応として、一方では「ボランティア活動」や国際的な諸課題の解決への積極的な貢献などを「新しい『公共』」として評価する。しかし、他方で「今後求められる重要な資質」として、「公共の精神」と「我が国の伝統・文化の理解尊重」や「郷土や国を愛する心」などと並置して挙げられている。この点は、さらに、「国際的な視点」を獲得するためには、まず「自らの国を愛」することが必要である、という主張にも繋がっている。「公共の精神」の重要性については、私もこれを批判するものではない。しかし、問題は、第一に、それを「国を愛する心」あるいは「伝統や文化」の尊重によって根拠づけようとする志向性であり、第二に、「郷土」「社会」「国」「国際(社会)」などの異同が十分に意識されていないことである。同中間報告のURLは次のとおり。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingij/chnkyo/chukyoo/koushin/021101.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingij/chnkyo/chukyoo/koushin/021101.htm)

(3) 差し当たり、以下を参照。Jean L. Cohen and Andrew Arato, *Civil Society and Political Theory*, The MIT Press, 1992. Jürgen Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit*, Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft. Mit einem Vorwort zur Neuauflage, Suhrkamp, 1990, S.11-50. ユルゲン・ハーバーマス、細谷貞雄・山田正行訳『第二版』公共性の構造転換——市民社会の「カテゴリー」についての探求——(未來社、一九九四年)「一九九〇年新版への序言」。田村哲樹『国家・政治・市民社会——クラウ

- ス・オッフエの政治理論——』（青木書店、二〇〇二年）とくに第一、五、六、九の各章。
- (4) 齋藤前掲『公共性』二頁。
- (5) Immanuel Kant, Beantwortung der Frage: Was ist Aufklärung?, in: Immanuel Kant, Ausgewählte kleine Schriften, Felix Meiner Verlag, 1969, S. 31. カント、篠田英雄訳『啓蒙とは何か』（岩波文庫、一九七四年）一〇—一一頁。
- (6) 谷口前掲『公共性』概念の哲学的基礎・序説」一四二—一四三頁。
- (7) 齋藤前掲『公共性』六頁。
- (8) ただし、齋藤の場合は「民主的な法治国家」あるいは「社会＝福祉国家」については、少なくとも部分的に「公共性」を担う、とされている。齋藤前掲『公共性』七、六二頁以下。
- (9) なお、「共同による私の侵害」という点に関しては、社会レベルにおける共同性による私（個人）の侵害、という問題も存在する。とりわけ、日本社会の「共同体的性格」とその問題点については、多くの文献が指摘してきたところである。差し当たり、欧米におけるリベラリズム—コミュニティアン論争の展開を踏まえた上で、この問題を検討している文献として、井上達夫『現代の貧困』（岩波書店、二〇〇一年）を参照。
- (10) Zygmunt Bauman, *Liquid Modernity*, Polity Press, 2000, p. 39. ジグムント・バウマン、森田典正訳『リキッド・モダニティ——液状化する社会——』（大月書店、二〇〇一年）五二頁。
- (11) 以下で引用される諸叙述を反本質主義の事例として取り上げることによって、その叙述を行なった当該理論家たちが完全な反本質主義の理論家であると主張するわけではない。例えば、ナンシー・フレイザーが反本質主義的議論を展開する際には、ハーバーマスの「公共領域」論の意義を評価した上で、あえてその批判的再考を行なうべきとの問題関心に基づいている。また、ボニー・ホーニッグが完全な反本質主義者ではない点についても、第三章で論じる。したがって、ここでの引用の狙いは、当該理論家たちを反本質主義者として解釈・評価することにあるのではなく、反本質主義的な公私観の一つの「モデル」ない

- し「理念型」を抽出する)にあり。
- (12) Nancy Fraser, "Rethinking the Public Sphere: A Contribution to the Critique of Actually Existing Democracy," in Nancy Fraser, *Justice Interruptus: Critical Reflections on the "Postsocialist Condition"*, Routledge, 1997, p. 86.
- (13) Bonnie Honig, "Toward an Agonistic Feminism: Hannah Arendt and the Politics of Identity," in Bonnie Honig (ed.), *Feminist Interpretations of Hannah Arendt*, The Pennsylvania State University Press, 1995, p. 147. ホニー・ホーニック「アロニステイック・フェミニズムに向かって——ハンナ・アレントとアイデンティティの政治——」(ボニー・ホーニック編、岡野八代・志水紀代子訳『ハンナ・アレントとフェミニズム——フェミニストはアレントをどう理解したか——』未來社、二〇〇二年)二二〇頁。ただし、訳は変えてある。
- (14) Göran Therborn, *What Does the Ruling Class Do When it Rules?: State Apparatuses and State Power under Feudalism, Capitalism, and Socialism*, NLB, 1978, p. 66.
- (15) そのような「多数派」構築に権力が作用しているとしても、この立場にとつて理論的困難が生じるわけではない。むしろ、そうした権力を明らかにすることが既存の公概念の脱構築へと繋がる、と論じられることになろう。
- (16) 「境界線」の持つこのような作用について、岡野八代『法の政治学——法と正義とフェミニズム——』(青土社、二〇〇二年)とりわけ第一章、を参照。
- (17) Fraser, "Rethinking the Public Sphere," p. 86.
- (18) 馬場靖雄「二つの批判、二つの『社会』——『正義』と『脱構築』の諸相——」(馬場靖雄編『反理論のアクチュアリティー』ナカニシヤ出版、二〇〇一年)二二頁。以下の叙述も、同論文に示唆を得ている。
- (19) Judith Butler, Ernesto Laclau, and Slavoj Žižek, *Contingency, Hegemony, Universality: Dialogues on the Left*, Verso, 2000. ジュディス・バトラー、エルネスト・ラクラウ、スラヴォイ・ジジェク、竹村和子・村山敏勝訳『偶発性・ヘゲモニー・普遍



- 性——新しい対抗政治への対話——」（青土社、二〇〇二年）。
- (20) *Ibid.*, pp.301-304 邦訳、三九六—三九九頁。
- (21) *Ibid.*, p.106 邦訳、一四三頁。
- (22) *Ibid.*, p.230 邦訳、三〇五頁。
- (23) Slavoj Žižek, *The Ticklish Subject: The Absent Centre of Political Ontology*, Verso, 1999, p.174. なおこの部分は、ラクラウによって『偶発性・ヘゲモニー・普遍性』において引用されている。Butler, Laclau, and Žižek, *Contingency, Hegemony, Universality*, p.79f. 邦訳、一〇九頁。本文における訳文は、基本的にこの著作の邦訳に従った。ただし、邦訳で「社会民主主義」とあるのは、原文でも、ジジエクの前掲著 *The Ticklish Subject* でも、「自由民主主義 (liberal democracy)」であるので、そのように直した。
- (24) もっとも、私は、ジジエクの論の全てを肯定するわけではない。というよりも、完全な反本質主義への批判以外の論点においては、私は基本的にジジエクよりもラクラウの議論を評価している。とりわけ、ジジエクの政治思想が「不十分にしか脱構築されていない伝統的マルクス主義」に止まっているというラクラウの評価は、正しいと思う。
- (25) Butler, Laclau, and Žižek, *Contingency, Hegemony, Universality*, p.80 邦訳、一一〇頁。
- (26) 『ヘゲモニーと社会主義戦略 (*Hegemony and Socialist Strategy*)』(邦題『ポスト・マルクス主義と政治』)におけるラクラウの共著者であるシャンタル・ムフも、反本質主義の観点から多様な運動・価値・アイデンティティの等価性を主張するが、彼女もまた、そのような等価性は民主主義の原理に基づいて接合されるべきであるとしている。Chantal Mouffe, *The Return of the Political*, Verso, 1993, esp. chap. 4.5. シャンタル・ムフ、千葉真・土井美徳・田中智彦・山田竜作訳『政治的なるもの復興』(日本経済評論社、一九九八年)とりわけ第四章・第五章。
- (27) 佐藤卓己「ファシストの公共性——公共性の非自由主義モデル——」(岩波講座 現代社会学二四 民族・国家・エスニシティ)、岩波書店、一九九六年) 一七七—一九二頁。

- (28) ジェフ・ワイントラウブも、公・私をどのように区分するかは、「無垢の分析的作業」ではなく、「しばしば強力な規範的含意を帯びる」と述べている。Weinraub, "The Theory and Politics of the Public/Private Distinction," p. 3.
- (29) ただし、シユムペーターと多元主義の旗手と見なされてきたロバート・A・ダールとの相違を強調する見解もある。岡田憲治「権利としてのデモクラシー——蘇るロバート・ダール——」(勁草書房、二〇〇〇年) 二二二—二二七頁を参照。
- (30) Jane J. Mansbridge, "The Rise and Fall of Self-Interest in the Explanation of Political Life," in Jane J. Mansbridge (ed.), *Beyond Self-Interest*. The University of Chicago Press, 1990, p. 5ff.
- (31) 佐々木毅『政治学講義』(東京大学出版会、一九九九年) 一四頁。
- (32) 田村哲樹「現代民主主義理論における分岐とその後——制御概念のアクチュアリティ——」(一)(二)(三・六充)『法政論集』第一八五号、第一八七号、第一八八号、二〇〇〇—二〇〇二年(一)一九二〇、四三—四四頁。
- (33) 例えば、アイリス・M・ヤングは、熟議民主主義を、政治を「公的なものを創出する過程」であり、そこにおいて「各自の私的な善の促進をめぐる争いではなく、この共通善を議論すること」へと方向づけるものであると捉えている。Iris Marion Young, "Communication and the Other," in Seyla Benhabib (ed.), *Democracy and Difference: Contesting the Boundaries of the Political*. Princeton University Press, 1996, p. 121. また、「開技的民主主義を主張するムフは「共同体論」を批判するが、共同体論が「定義の済んだ様々な利益の間の妥協にしか関心を持たない道具主義的な概念」によって「支配」された政治を批判している点は、評価している。Mouffe, *The Return of the Political*, p. 65. 邦訳「一三〇—一三二頁」。
- (34) Cf. Margaret Levi, "A Model, a Method, and a Map: Rational Choice in Comparative and Historical Analysis," in Mark Irving Lichbach and Alan S. Zuckerman (eds.), *Comparative Politics: Rationality, Culture, and Structure*. Cambridge University Press, 1997, p. 24f, 34f. Geoffrey Brennan and Alan Hamlin, *Democratic Devices and Desires*. Cambridge University Press, 2000.

## 第二章 「領域としての公」論

### ——ハンナ・アレントにおける「公的領域」と「私的領域」

次の問題は、それでは公の概念についてのどのようにアプローチするべきなのであるか、ということである。この問いに対して、従来の研究は大まかに言って、二つの立場に区別できるように思われる。

第一のアプローチは、公を領域として捉えるものである。このアプローチを「領域としての公 (public as realm)」論と呼ぶことにしたい。この立場の代表として、ここでは、ハンナ・アレントの「公的領域」と「私的領域」とについての議論を取り上げる。なお、第二のアプローチである「エートスとしての公」論については、次章で検討する。

アレントによれば、「公的領域」とは、人々が「言論 (speech)」と「行為 (action)」を通して共生している場であり、その原イメージは古代ギリシャのポリスにおける政治である。その際の「公」の意味について、彼女は、「密接に関連してはいるが完全に同じではない、ある二つの現象」を意味する用語として考えた。すなわち、「公」とは、第一に「公に現われるものはすべて、万人によって見られ、聞かれ、可能な限り最も広く公示される」ことであり、第二に「世界そのもの」を意味する。<sup>11)</sup> 齋藤によれば、前者の意味では、公の領域は、「共約不可能なもの」の領域であり、「他者性への関心」によって特徴づけられる。他方、後者の意味では、公の領域は、「私たちの『間』 (in-between) にある世界」、すなわち「共通世界」となる。一見したところでは、「共約不可能なもの」の領域としての「公」と「共通世界」としての「公」とは、相反する把握であるように見える。しかし、両者は、「同じではない」としても「密接に関連」してもいるはずであろう。アレントは、この関連性について、「共通世界は万人に共通

の集会場ではあるが、そこに集まる人々は、その中で、それぞれ異なった場所を占めている<sup>3)</sup>、あるいは「立場の相違やそれに伴う多様な遠近法の相違にもかかわらず、すべての人がいつも同一の対象に係わっている」と述べている。すなわち、人々は「公的領域」において、共通の事柄への関心を持つことによって結びつくが、その結びつきはあくまで互いの異なりを維持するものでなくてはならないのである<sup>5)</sup>。このように、アレントは、「公的領域」を、異なる、異質な人々の関係性が形成される場として捉えたのである<sup>6)</sup>。

アレントが「公的領域」を右記のように捉える時、これと対比されているのは「私的領域」の概念である。彼女は、「公的領域」と「私的領域」とを明確に区別し、「異なった別の実体<sup>7)</sup>」として捉えた。そのために、両領域を区別する様々な二分法が用いられている<sup>8)</sup>。「公的領域」は、「政治の領域」、「言論」による「説得」、「共通世界に関する活動」、「自由 (freedom)」<sup>9)</sup>、そして「平等」などの用語によって特徴づけられる。これに対して、「私的領域」は、「家計の領域」、家父長による「暴力と命令」、「生命の維持に関わる活動」、「必要 (necessity)」の支配、そして「不平等」などの用語によって特徴づけられる<sup>10)</sup>。確かに、二つの領域は、「家計における生命の必要の克服はポリスにおける自由の条件」という形で相互に結びついている<sup>11)</sup>。しかし、この結びつきは、両者がお互いから絶対的に分離されているからこそ可能になるのである。したがって、アレントにとって両者は、「相互に全く排除的なもの」であり、「二つの領域には全く媒介が存在しない」のである<sup>12)</sup>。

以上の整理より、アレントにおける公／私区分の特徴を次の二点において捉えることができる。第一に、彼女において公と私とは、質的に全く異なるものであり、両者の間には厳然たる区分が設けられている。第二に、その際の公と私とは、まさに「領域」として捉えられている。以下で私は、今日の政治理論の文脈において、アレントによる公／私区分の維持は重要であるが、領域に沿ってその境界線を厳格に引くことは問題である、と論じた<sup>13)</sup>。

第一章で述べたように、今日の政治理論においては「自己利益中心の政治理論」からの脱却が模索されている。その際の共通の前提は、公的なものは私的なものの単なる「集計」ではない、ということである。このような政治の集計モデルに対する批判には、政治を道具主義的に捉えるのではなく、規範的に正当化されるべきものとして理解し直すという狙いが込められていると言つてよい。<sup>14</sup> アレントもまた、公／私の厳格な区分によって、決して私に還元されることのない（したがって私から直接に導出され得ない）公というものに、独自の規範的な意味を付与しようとしたのである。

しかし、アレントが公／私を区分する際に、「両者を「全く媒介が存在しない」別個の領域として描いてしまったことは、問題をもたらす。このように異なる領域として公と私を捉えてしまうと、「私的領域」で起こる出来事はその性質上「私的な」事柄であり、「公的領域」においてその事柄を持ち出すことはできない、または持ち出してはならない、ということになるのである。このような「領域としての公」概念の問題性が顕在化する事例として、ここではフェミニズムと社会福祉の問題を取り上げたい。

今日のフェミニズムは、必ずしもアレントに批判的というわけではない。むしろ、本質主義的な男性／女性定義に抗して、非本質主義的なフェミニズム政治理論を構築するための重要な手掛りとして、アレントの政治理論が注目されていると言える。<sup>15</sup> しかし、かつてのフェミニズムにとつては、アレントはむしろ批判の対象であった。その理由は、主に彼女の公／私区分の仕方求められる。<sup>16</sup> なぜなら、「公的領域」と「私的領域」との区分は、男には「公的領域」を、女には「私的領域」を割り振ることによって、男女の性別二分法を明確化した上で、女性について「家庭のなかのまともな女／家庭の外で働くいかかわしい女」という分断線を引くことによって、男女の性差の構造を再生産してきたからである。<sup>17</sup> アレントの理論は、このような性差の構造を解体するどころか、強化すること

に寄与しかねないと見なされたのである。

また、アレントの「公的領域」と「私的領域」との区分は、社会保障、あるいは「生命の保障 (life security)」(齋藤)をめぐる政治の意義を捉えることができない、という点においても批判される。諸個人の生命の保障は、あらゆる個人にとって必要なことである。一般的には、このような誰にも共通するニーズの充足は、まさに政治の果たすべき役割の一つと見なされるであろう。しかし、齋藤が指摘するように、アレントにとって、生命の維持という問題は誰にとっても同一の問題であり、それが各人に惹き起こす必要は「公的領域」に現われてはならないものであった。なぜなら、生命の維持は「同一性 (sameness)」によって特徴づけられるものであるがゆえに、それが「公的領域」に侵入することは、この領域の「複数性」を脅かすことに他ならないからである。このようにアレントにおいて生命の維持に関わるニーズは、「非政治的」であるだけでなく、政治の領域である「公的領域」を脅かすという意味で「反政治的」として解釈されていた。<sup>16</sup>

しかし、生命のニーズは、誰にとっても同一の自明の与件ではあり得ない。齋藤は、ナンシー・フレイザーの「ニーズ解釈の政治」の概念にも注目しながら、次のように述べている。

「それは、人々によって『ニーズ』として解釈されるものであって、その解釈にはすでに言説の政治が介在している。『ニーズ』はそれを解釈し、再定義する言説によって構成されるものであり、決して自明なものではない。」<sup>17</sup>

例えば、生命のニーズを、国家によって充足されるべきものと解釈するか、あるいは家族や市場によって対応さ

れるべきものと解釈するか、という対抗は、まさに「ニーズ解釈の政治」の典型である。「正しい」ニーズ充足方法が予め存在しているわけではなく、ニーズ充足の「実体 (reality)」は、こうしたニーズ解釈の諸言説の対抗から構築されるのである。

このように見ると、公と私とを異なる領域として概念化する「領域としての公」論の限界は、明らかであるように思われる。このアプローチは、私的なものの集計以上の何かとしての「公」の独自性に光を当てようとした。言い換えれば、それは、経済や社会的なものとは異なる政治の独自性を明らかにしようとする試みでもあった。この意味で、このアプローチは大いに評価されるべき側面を有している。しかし、逆説的にも、二つの領域間にリジッドな境界線を引くことによって、このアプローチは政治の可能性を特定の領域へと押し込めてしまうことになったと言えよう。

註

- (1) Hannah Arendt, *The Human Condition*, Second Edition, The University of Chicago Press, 1998, pp. 50-52. ハンナ・アレント、志水速雄訳『人間の条件』（筑摩書房、一九九四年）七五―七九頁。ただし、訳文には一箇所、読点を追加した。なお、本稿は、本格的なアレント研究を旨としたものではなく、「領域としての公」論の一事例として、彼女の理論を検討するに過ぎない。
- (2) 齋藤前掲『公共性』四三頁以下。
- (3) Arendt, *The Human Condition*, p. 57. 邦訳、八五頁。
- (4) *Ibid.*, p. 57. 邦訳、八六頁。
- (5) 「二つの物体が同じ場所を占めることができないように、ひとりの人の場所が他の人の場所と一致することはない。他人に

よって、見られ、聞かれるということが重要であるというのは、すべての人が、みなこのようにそれぞれに異なった立場から見聞きしているからである」。*Ibid.*, p. 51. 邦訳、八五—八六頁。また、齋藤も次のように述べている。「公共的領域における私たちの言説の意味は、その違いを明らかにすることにあり、その違いを一つの合意に向けて収斂することにはない。むしろ、この領域においてはある一個のパスpekテイヴが失われていくことの方が問題なのである」。齋藤前掲『公共性』五〇頁。これに対して、セイラ・ベンハビブは、アレントの政治理論においては、「現われの領域」としての公的領域よりも、「共通世界」としての公的領域の局面がより重要である」と論じている。Seyla Benhabib, *The Reluctant Modernism of Hannah Arendt*, Sage Publications, 1996.

(6) このようなアレントの「公的領域」理解は、他の多くの公に関する言説——とりわけリベラリズムにおけるそれ——と明確に異なっている。すなわち、リベラリズムにおける公が、異なる善の概念を有する諸個人の間での「共約可能な (commensurable)」「要素の特定化として定義されるのに対して、アレントにおける公は、諸個人の「共約不可能な (incommensurable)」「次元に光を当てるものであった。この点については、齋藤純一「公共性の複数の次元——生の保障・現われ——」(『現代思想』第二七巻第五号、一九九九年) 二二六—二二七、二二二頁を参照。

(7) Arendt, *The Human Condition*, p. 28. 邦訳、四九頁。

(8) Cf. Honig, "Toward an Agonistic Feminism," p. 144. 邦訳、二〇六頁。

(9) Arendt, *The Human Condition*, pp. 26-33. 邦訳、四七—五四頁。

(10) *Ibid.*, p. 30f. 邦訳、五一頁。

(11) 仲正昌樹『〈法〉と〈法外なもの〉——ベンヤミン、アレント、デリダをつなぐポスト・モダンの正義論へ——』(御茶の水書房、二〇〇一年) 二七頁、を参照。

(12) 川崎修『アレント——公共性の復権——』(講談社、一九九八年) 二八九頁。



- (13) ここでは、アレントがこのような厳格な公／私の区分にこだわった理由を「公的領域」を「私的領域」から守ることに求めるべきかどうか、という問題には立ち入らない。アレントは「私的領域」の説明として、「完全に私的な生活を送るということ、なによりもまず、真に人間的な生活に不可欠な物が『奪われている』deprivedということを意味する」と述べている（Arendt, *The Human Condition*, p. 58; 邦訳、八七頁）。彼女のこのような発言から、「公的領域」と「私的領域」との厳格な区分は、前者を後者から守るためではないかと推測したくなる。しかし、ホーニックが指摘するように、「逆もまた真である」。彼女は、「アレントにとって、行為と政治の混乱から私的領域の安定性、一義性、そして、日常性を守ることは同様に重要である」と述べて、右記のような見解に反論している。Hong, "Toward an Agonistic Feminism," p. 145; 邦訳、二〇七頁。
- (14) 例えば、ムフは、「我々は、まさに、倫理と政治との間の失われた結びつきを再建しなければならない」と主張している。Mouffe, *The Return of the Political*, p. 65; 邦訳、一三二頁。
- (15) ホーニックの議論は、その典型である。さらに、岡野八代「ハンナ・アレントとフェミニズム——『闘争の場』としての政治——」（『思想』第八七二号、一九九七年）一〇二—一二六頁をも参照。
- (16) Mary G. Dietz, "Feminist Receptions of Hannah Arendt," in Hong (ed.), *Feminist Interpretations of Hannah Arendt*, pp. 18-20; マアリー・G・ディーツ「フェミニストによるハンナ・アレント理解」（ホーニック編前掲「ハンナ・アレントとフェミニズム」）二八一—三二頁。岡野八代「法の「前」」（『現代思想』第二五巻第八号、一九九七年）二二七頁。
- (17) 竹村和子は、近代の性規範は女性を、本文で述べた「家庭の中／家庭の外」および「国内／国外」という二重の意味での「ドメスティック」によって分断すると指摘し、これを「ドメスティック・イデオロギー」と呼んでいる。竹村和子「フェミニズム」（岩波書店、二〇〇〇年）二二頁。
- (18) 齋藤前掲「公共性の複数の次元」二一三—二一四頁。
- (19) 齋藤前掲「公共性」六三頁。

### 第三章 「エートスとしての公」論

「公」についての第二のアプローチは、「公」を何らかのエートスとして捉えるものである。このアプローチを「エートスとしての公 (public as ethos)」論と呼ぶことにする。このアプローチは、自己利益の追求とは異なる「エートス」のあり方を考察することによって、「自己利益中心の政治理論」を乗り越えようとする。例えば、民主主義理論における「闘技」のエートスへの注目や、リベラリズムにおける「残酷さの回避」への注目などはその例であるし、「市民的徳性」についての議論もここに含まれると言えよう。

ここでは、「エートスとしての公」論の代表的な著作の一つとして、千葉眞の著作を取り上げてみたい。千葉は、「民主主義が二一世紀初頭に第三の大きな歴史的転換点に入りつつある」との現状認識を示した上で、新たな民主主義の構想を提示しようとする。その際に彼は、「デモクラシーの固有のエートスとしての『精神の自由 (liberte morale)』」に焦点を当てることによって、この課題を遂行する。ここで「精神の自由」とは、「人間精神に道徳性と理性と義務感とを賦与する気概ないしエートス」のことである。したがって、「精神の自由」は、無制約な自己利益の追求という意味での自由とは明確に異なる。後者は、「利己主義」「アトミズム」「ナルシシズム」「ミーイズム」などとして批判される。むしろ、こうした利己主義的な自由を克服するために、「精神の自由」の概念が提起されるのである。

ところで、民主主義を語る際に、なぜ精神の自由 エートスなのか。この問いは、政治思想史家・政治哲学者に

とっては自明であるかもしれない。しかし、公という概念の論じ方ないしそれへのアプローチに関心がある本稿にとっては、重要な問いである。この問いに対する千葉の回答は、次の叙述に見られる。

「理念および制度としての民主主義がうまく機能するためには、人々の精神の自由が生みだすところの固有の行動力やエートスや心の習慣による支持を必要としているであろう。」<sup>17)</sup>

ここから、民主主義を語る際には、その理念や制度について語るのみでは不十分である、との千葉の認識を読み取ることができる。しばしば見られるような、ナショナル・デモクラシーか、グローバル・デモクラシーか、あるいはキャピタリスト・デモクラシーか、ソーシヤル・デモクラシーか、といった問題の立て方は、彼にとっては十分なものである。なぜなら、このような問題の立て方は、民主主義の理念や制度といった次元に焦点を当てたものだからである。これに対して、千葉が重視するのは、民主主義をその「内面的基盤」としてのエートスから論じることである。換言すれば、民主主義を、「むしろ精神の自由という仕方デモクラシーの内面化の問題、デモクラシーの精神性の問題として吟味検討しておく必要がある」というのが千葉の考えなのである。<sup>18)</sup>

このようにして、千葉は、デモクラシーにおけるエートスの次元の重要性を強調した上で、「精神の自由」の系譜学的考察を行なっている。その際に、彼は、ルソーと「東洋のルソー」と呼ばれた一九世紀後半の日本の啓蒙思想家家中江兆民における「精神の自由」概念、ソクラテスの「魂の配慮」の考え、および政治哲学者チャールズ・テイラーの「本来性の倫理 (ethics of authenticity)」の議論を検討している。これらの論者についての千葉の考察およびそれぞれの論者の異同について、ここで立ち入ることは控える。ここで指摘したいのは、「エートスとしての公」論

が「領域としての公」論の限界を乗り越える可能性を有している、という点である。エートスは、その性質上、その発生が特定の領域にあらかじめ限定されるものではない。確かに、リベラリズムの場合は、公／私のエートスは領域的に明確に住み分けするべきだと考える傾向がある。例えば、リチャード・ローティが「私的なアイロニーとリベラルな希望」と言う時、彼はアイロニストであることを私的「領域」における態度として、「残酷さの回避」というエートスに導かれたリベラルな態度を公的「領域」におけるそれとして、それぞれ割り振る傾向があると言われる<sup>10)</sup>。しかし、一エートス一領域という対応関係は、論理的に必然的なものではない。現に、ウィリアム・E・コノリーなどは、既存の同一性の領域——それは、必然的に「他者」に対する排除・抑圧を生み出す——における「美しい調和」を暴き、その領域に対する「異論を提起し、それを錯乱し揺るがす<sup>11)</sup>」ような実践を実現するために、「アゴーン」のエートスを提起する。アゴーンのエートスに支えられた実践が発生する場合は、あらかじめ定められた「公的領域」に限定されているわけではない。むしろ、既存の「公的領域」と「私的領域」との区分が、特定のアイデンティティを生み出し、それに伴って特定の「他者」を生み出しているのであれば、アゴーンのエートスはそのような公／私の領域的な区分を揺るがす実践へと帰結することになるだろう<sup>12)</sup>。

こうして「エートスとしての公」論は、「領域としての公」論がはらむ問題点を回避する契機を提起しているように思われる。コノリーに見られたように、「エートスとしての公」論は、「公」（および「私」）の概念を領域横断的に把握することを、我々に可能にする。すなわち、行為者が——「精神の自由」であれ、「アゴーン」であれ、「残酷さの回避」であれ——「公的な」エートスに導かれた行動をとる限り、いかなる領域においても公は存在し得ると考えられるのである。したがって、アレントにおける「私的領域」においても「公的な」行為及び政治は存在し得るし、存在するべきということになる。

翻つてみれば、実は、アレント自身の理論においても、「エートスとしての公」に属する議論を見出すことができる。そもそも「公的領域」と「私的領域」との区分を、アレントの政治理論の核心と見なすことは妥当であろうか。確かにアレントは『人間の条件』において、「公的領域」と「私的領域」との区分について語っている。しかし、この著作の主たる目的は、人間生活における「労働 (labor)」「仕事 (work)」「行為 (action)」という三つの活動力を区分することにあつた。とりわけ、彼女は、労働と仕事に対して、行為の重要性を強調しようとした。なぜなら、行為は、「複数性という人間の条件」に対応するものであり、したがって対等な複数の人間の間でのみ成立するものだからである。ここで注目したいのは、近年何人かの理論家が、アレントにおける行為概念に新しい再解釈を施す作業に取り組んでいるということである。

例えば、メアリ・ディーツは、アレントはその公／私の区分ゆえにフェミニストに批判されてきたが、彼女の行為概念はジェンダーを克服するものであるという点をフェミニストは理解する必要があると主張している。<sup>14</sup> また、ホーニッグは、アレントが公的領域と私的領域とを「媒介不可能な (nonnegotiable)」形で区分したのは行為を守るためであつたが、その試みは逆説的にも「行為の喪失、あるいはその締め出しに寄与しているかもしれない」と論じている。<sup>15</sup> これに対して彼女は、「意志 (willings)」と行為との関係についてのアレントの考察を参照しながら、行為を公／私の両領域を横断して存在する活動として捉えることを主張する。「ときに行為は、私的な自己に、つまり、まず『私的な』領域 (private realm) で起る」<sup>16</sup>のである。さらに、齋藤は、このようなホーニッグの論を踏まえつつ、行為を「境界横断的な活動様式」と捉え、次のように述べている。

「行為を、既存の境界を横断する活動様式としてとらえるならば、『社会的なもの』の領域や私的領域も行為がな

されうる領域として描き直すことは十分に可能である。」<sup>17</sup>

このように多くの論者が、「公的領域」における活動様式として行為を位置づける（アレント自身の）傾向を乗り越え、既存の「所与」と見なされた境界線を横断し、それを書き換える活動様式として、行為を再解釈しつつある。もちろん、行為とエートスが異なる概念であることには注意が必要である。しかし、特定のエートスが特定の行為を動機づけあるいは方向づけるように作用する、という形でエートスと行為との関係を理論化することは可能である。現に、とりわけホーニックにおいて明確であるように、境界横断的な活動様式としての行為理解は、行為が「アゴナルな情念（agonal passion）」に支えられていると考えているのである。<sup>18</sup>したがって、再解釈された行為概念の領域横断性を主張することは、行為を動機づける「エートス」の領域横断性を主張することにも繋がると言えよう。

以上のように、アレントの行為概念（についての再解釈）は、「エートスとしての公」と共通する局面を有している。とはいえ、行為再解釈の試みをエートスへの注目と重ねて理解することができるとしても、その試みを「公」と見なすためには、なおも生じるであろう一つの疑問を解決しておく必要がある。それは、このような行為概念の再解釈の論理的帰結は「公／私区分の必要性」ということではないか、という問題である。例えば、既に見たようにホーニックは、行為を公／私の領域横断的な活動として捉え返すことを主張している。このことは、彼女が公私の質的な区分を放棄する立場——反本質主義の立場——に立っていることを意味していないだろうか。

確かに、ホーニックは、一方で、（アレントにおける）公／私の領域的な区分を批判している。しかし、他方で、彼女は、公／私の区分を「放棄する」必要はないとも述べている。この区分は、放棄されるべきなのではなく、常

に「争われ、増幅され、そして修正される」ような境界線として弱められるべきなのである。このように述べる時、彼女は、「弱められるべき」とはいえ、公／私の質的区分の存在を確かに認めている。しかし、ここで判然としないのは、彼女にとって、「弱められた」ものであるとはいえ、公／私の質的区分を維持しなければならない理由は存在するのか、という点である。なぜなら、ホーニックの議論において重視されているのは明らかに、公／私の領域的な区分それ自体ではなく、「公的領域」においてのみならず、「私的領域」においても存在し得る「自明性」を転覆していく可能性であり、行為にはそのような可能性が託されているからである。そうだとすれば、「行為の有するこのような可能性を妨げる、公／私を質的に区分する概念構成は、「弱められる」に止まらず放棄してしまう方がいい、ということにならないだろうか。

私は、公／私の区分を「領域」として捉える限り、彼女にとってこの区分を質的に維持する論理的必然性は存在しない、と考える。彼女にとって公私の質的な区分を擁護する必要があるとすれば、それは、この区分を「エートス」およびそれを伴う活動様式の区分として、すなわち「公的な活動様式」と「私的な活動様式」との区分として、捉える場合のみであるように思われる。そして、この場合の「公的な活動様式」に相当するのが、彼女が再解釈した「行為」の概念なのである。このように考えるならば、ホーニックが純粋な反本質主義者ではないということは明らかである。彼女は、(アレントに見られるような)「領域としての公」を批判するけれども、「エートスとしての公」については、これを擁護しているのである。

以上、本章では、「エートスとしての公」論の意義を強調してきた。しかし、このアプローチもまた限界を有している。その限界とは、このアプローチでは、諸個人はどのようにしてこれらのエートスを身につけるようになるのかが十分に説明できない、という点である。確かに、様々の「エートスとしての公」論が提起するようなエートス

を身につけることは、規範的に望ましいことであるに違いない。しかし、「どのようにして」の説明が不十分であるならば、その試みは、諸個人に、自己利益に対してより高次に位置づけられる諸エートスの獲得を当為的に強いることに止まるであろう。これでは、エートス論は現実の諸個人を見ない非現実的な議論であると批判されても、やむを得ない。したがって、公的なエートスの発生をより詳細に説明することが必要なのである。シエルドン・S・ウォリンは、「普通の諸個人 (ordinary individuals) は、いかなる時点においても共通性 (commonality) の新しい文化的パターンを生成することができない」と述べている。本稿も結論としては、この叙述に同意する。しかし、その生成のメカニズムは、さらなる説明を要請すると思われる。その作業は、通常政治哲学的アプローチを越えることになる<sup>21</sup>。次章以下で取り組むのは、この問題である。

## 註

- (1) William E. Connolly, *Identity \ Difference: Democratic Negotiations of Political Paradox*, Cornell University Press, 1991. ウィリアム・E・コノリー、杉田敦・齋藤純一・権左武志訳『アイデンティティ 差異——他者性の政治——』(岩波書店、一九九八年)。  
Chantal Mouffe, *The Democratic Paradox*, Verso, 2000. ホムグ、"Toward an Agonistic Feminism"; 前掲邦訳。これらの論者への批判的検討を含むものとして、Dana R. Villa, "Democratizing the Agon: Nietzsche, Arendt, and the Agonistic Tendency in Recent Political Theory," in Dana R. Villa, *Politics, Philosophy, Terror: Essays on the Thought of Hannah Arendt*, Princeton University Press, 1999, pp. 107-127. 以下した「闘技的民主主義」の潮流については、「熟議民主主義」との比較という文脈で、以前に検討したことがある。田村前掲  
「現代民主主義理論における分岐とその後」(一)(二)(三・完)を参照。  
(2) 「残酷さの回避」は、元々、ジュデイス・シユクララーの言葉であり、リチャード・ローティなどによって援用されている。



- Richard Rorty, *Contingency, Irony, and Solidarity*, Cambridge University Press, 1989. リチャード・ローティ、齋藤純一・山岡龍一・大川正彦訳『偶然性・アイロニー・連帯——リベラル・ユートピアの可能性——』(岩波書店、二〇〇〇年)、大川正彦『正義』(岩波書店、一九九九年)、などを参照。ローティは、基本的には公/私を「語彙 (vocabulary)」の種類によって区分するという方法をとっている。Rorty, *Contingency, Irony, and Solidarity*, intro. and chap. 4. 邦訳、序論および第四章。この点に関して、渡辺幹雄『政治的リベラリズム』における公/私の再構成——J・ロールズとR・ローティについて——(日本法哲学会編前掲『公/私』の再構成) 一四一—一四七頁および渡辺幹雄『リチャード・ローティ——ポストモダンの魔術師——』(春秋社、一九九九年) 第四章、をも参照。
- (3) 本稿では、これらの諸エートス間の差異についての詳しい検討は行わない。もちろん、そのような作業の重要性を否定する意図にはないことと言うまでもない。後段でごく簡単に言及するが、例えば「残酷さの回避」を提起するローティと「闘技的敬意 (agonistic respect)」を擁護するコノリーとの間には、重大な差異も存在する。また、コノリー自身も、『多元化のエートス』において、「闘技的敬意」とは異なる概念として「批判的応答性のエートス (ethos of critical responsiveness)」を提起している。William E. Connolly, *The Ethos of Pluralization*, University of Minnesota Press, 1995, pp. xv-xxiv, 235. しかし、本稿の主題は「公」という問題をエートスという次元において捉えることとそれ自体の考察にある。
- (4) 千葉 眞『デモクラシー』(岩波書店、二〇〇〇年) 五五頁。
- (5) 同右、六一頁。
- (6) 同右、七七—七八頁。
- (7) 同右、五七頁。
- (8) 同右、六七頁。
- (9) 同右、六〇—六一頁。ムフも、また、「自由民主主義的な諸原理への忠誠や支持を確保するために必要とされることは、民主

主義的な『エートス』を創り出すことである」と述べている。Chantal Mouffe, “Deconstruction, Pragmatism and the Politics of Democracy,” in Chantal Mouffe (ed.), *Deconstruction and Pragmatism*, Routledge, 1996, p. 5. シャンタル・ムフ「脱構築およびプラグマティズムと民主政治」(シャンタル・ムフ編、青木隆嘉訳「脱構築とプラグマティズム——来たるべき民主主義——」法政大学出版局、二〇〇二年)一〇頁。ただし、訳は一部変えた。

- (10) 本章註(2)で述べたように、ローティ自身は公／私の区分を「領域」の違いではなく「言葉」の違いとしているにもかかわらず、である。ローティの公 私区分の解釈それ自体は本稿の課題ではないが、例えば谷口は、「ローティの公 私区分が、あくまで『領域的』なもの、即ち『会員制クラブ』などのトポスの契機によって規定されているという印象を拭うことはできない」と述べている。谷口前掲「『公共性』概念の哲学的基礎・序説」一八二—一八三頁。問題とされるのは、Richard Rorty, *Objectivity, Relativism, and Truth: Philosophical Papers vol. 1*, Cambridge University Press, 1991, p. 209 における次のような叙述である。少々長いが引用しておく。「我々は、ある世界秩序の構築の必要性を主張することができるのであり、そのモデルは、大変多くの排他的な私的クラブによって取り囲まれたバザールである。……私は、そのようなバザールにおける人々の多くを、その人たちが値段の交渉をしている相手の多くが有している信念を共有することよりも死ぬことを好み、さらにそれにもかかわらず収益を得ようと交渉を試みるような人びととして、想像する。そのようなバザールは、明らかに、アラスデア・マッキンタイアやロバート・ペラーといったリベラリズムの批判者達によって用いられる『共同体』の強い是認的な意味での共同体ではない。……あなたにとって必要なことは、あなたを救いようもなく異なるという理由で攻撃する人たちが市役所あるいは八百屋あるいはバザールに現れた時に、自分の感情をコントロールする能力だけである。このようなことが起こった時に、あなたは笑顔を見せ、できる限りの最善の対応をとり、ハードな一日の交渉の後で自分のクラブに戻っていくのである。そこであなたは、自分の道徳的に平等な仲間たちとの関係によって癒されるであろう。」

(11) Connolly, *Identity/Difference*, p. 94. 邦訳「一七一頁」。

- (12) ローティとコノリーとの異同については、小野紀明『二十世紀の政治思想』（岩波書店、一九九六年）一四三―一六五頁をも参照。また、北田暁大は、デアアーネ・ロスレーダー（Diane Rothleder）の議論を参照しながら、ローティの「残酷さの回避」のエートスも、（ローティに反して）理論的には領域横断的であり得ることを指摘している。彼によれば、「ローティによる再配分の政治学（＝公的・政治的）」と、自己創造（＝私的・哲学的）」との鋭い差異は、ローティ自身が提示する『苦痛・侮辱への感受性』という論点を介して、緩やかに解除されるはずであり、「失われたアイデンティティの奪還を『痛みの軽減』という政治的目的から外す根拠はどこにもない』のである。北田暁大「政治と／の哲学、そして正義——ローティの文化左翼批判を『真剣』に受け止め』、ローティを埋葬する——」（馬場編前掲『反＝理論のアクチュアリティ』）七〇頁、註<sup>(5)</sup>。
- (13) 周知のように、「人間の条件」のうち、「労働」は、生命それ自体という条件に、「仕事」は、個々の生命を越えて永続する世界性という条件に、そして「行為」は、人間の複数性という条件に、それぞれ対応している。
- (14) Dietz, "Feminist Receptions of Hannah Arendt," pp. 29-32 邦訳、四四頁。
- (15) Honig, "Toward an Agonistic Feminism," p. 146 邦訳、二〇九頁。
- (16) *Ibid.*, p. 145 邦訳、二〇七頁。
- (17) 齋藤前掲『公共性』五四頁。
- (18) 富永健一は、マックス・ヴェーバーの「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」論文などの宗教社会学諸論文は、「無理なく『行為理論の枠組の中にくりこまれ得るであろう』と主張している。なぜなら、確かに「プロ倫」論文には、「行為」という語の意識的使用や、基礎概念を行為のチームにかかわらせて定義するといったことは、なされていない」が、「しかしながら、この論文において頻繁に用いられている『倫理』『精神』『エートス』などの語は、明らかに行為を動機づけあるいは方向づけている価値にかかわる概念である」からである。富永健一「行為と社会システムの理論——構造・機能・変動理論をめざして——」（東京大学出版会、一九九五年）五〇―五三頁。

- (19) Cf. Honig, "Toward an Agonistic Feminism," p. 141. 邦訳、二〇二頁。
- (20) *Ibid.*, p. 146. 邦訳、二〇九頁。ただし、訳は一部変えた。
- (21) *Ibid.*, pp. 147-149. 邦訳、二一一—二二三頁。
- (22) それでは「私的な活動様式」に対応するのはいかなる活動様式であろうか。ここでは、アレントが行為と対比した「行動 (behavior)」に注目したい。アレントによれば、近代になって、それまでの「公的領域」に「私的領域」が侵入し、「社会的なもの (the social)」の領域が生まれた。この近代の「社会的なもの」の領域において、行為に代わって人々の「正常な」活動様式となるのが「行動」である。「社会的なるもの」は、人々に多様な規則を押しつける。人々はその規則の下で「条件反射的に」、「一定の行動のパターン」に従うようになり、かつそのような存在と見なされるようになる。Arendt, *The Human Condition*, pp. 40-46. 邦訳、六四—七〇頁。
- (23) Sheldon S. Wolin, "Fugitive Democracy," in Benhabib (ed.), *Democracy and Difference*, p. 43.
- (24) Cf. Dario Castiglione, "Public Reason, Private Citizenship," in d'Entreves and Vogel (eds.), *Public and Private*, p. 30.

#### 第四章 制度と選好形成——新制度論と二重効用論の意義

前章までで論じたように、「領域としての公」論も、「エートスとしての公」論も、公／私区分へのアプローチとしては、十分なものとは言えない。これらのアプローチの問題点を克服するためには、政治学における近年の「新制度論 (new institutionalism)」の理論動向を参照することが有益であると思われる。しばしば、新制度論は、行動論、多元主義、構造機能主義あるいはネオ・マルクス主義などに対して、経験的分析のための新たな分析枠組を提

供するものとして位置づけられている<sup>1)</sup>。しかし、新制度論は、規範的な政治理論にとっても重要な示唆を与えられ考えられる<sup>2)</sup>。とりわけ重要なことは、新制度論が特定の制度的文脈と諸個人の選好形成メカニズムとの関係に関心を持っているという点である。すなわち、新制度論は、とりわけ行動論的政治学のように諸個人の表明した選好を所与と見なすのではなく、「表明された」選好と「本当の」選好との区分に関心をもち、なぜその選好が表明され、「同じ程度にあり得たはずの他の選好」は表明されなかったのか、という点に関心を持つのである<sup>3)</sup>。

このような新制度論の問題関心は、どのようにして本稿の議論と関係するのであるか。「エートスとしての公」論の問題点は、そのようなエートスがどのようにして発生するのかを説明できないことであった。「精神の自由」(千葉)、「アゴーン」(コノリー)、あるいは「残酷さの回避」(リベリズム)といったエートスを涵養し、これらのエートスに導かれて行動することがどれほど規範的には望ましいことであっても、現代人である我々にとってそのような行動を選択することはそれほど容易なことではない。もちろん、逆に容易ではないからこそこれらのエートスの発現が求められているとも言えるのであるが、いずれにしてもエートスの発現を説明する理論が必要であることに変わりはない。新制度論の問題視角は、このような要請にたいする一つの解決策となり得る。「制度の再発見」において、ジェームス・G・マーチとヨハン・P・オルセンは、次のように述べている。

「個人は、潜在的にきわめて多彩な行動をとるとみられている。個人は倫理的にも非倫理的にも行動するし、目的志向で振舞うかと思えば、制度で定められたルールや責務に従う場合もあり、また自らが進んだ目標を追求するといった制度の目標を遂行し、さらに、大小さまざまな集団や組織と、また専門家集団や利益集団と一体感をもったりする。こうした潜在しているものうちどれが実際に実現するかは、制度的な状況の影響による」<sup>4)</sup>

諸個人が潜在的に有している様々な行動選択肢のうち、実際にどの行動が選択されるかは、「制度的な状況の影響」によって決まるのである。行為者は、いかなる状況下でも、(典型的には、自己利益の最大化といった)常に同一の行動原理に従って行動するのではない。むしろ、彼／彼女は、自らの置かれた制度的状況下で、「何が自分にとって適切な行為なのか」を考えて行動する。すなわち、行為者は常に自らが置かれた制度の意味を解釈することを通じて、当該制度の下でより適切と判断する行為を選択しているのである。このような制度が行為者の行動に対して及ぼす影響の論理を、マーチ／オルセンは「適切性の論理」と呼んでいる。

ここで注目したいのは、マーチ／オルセンが「適切な制度」の一つの基準として、「参加者が公益を目指し、自らの私的な野心や利害に影響されないよう行動できる制度」であることを重視している点である。その際に、彼らは、「人間は自己利益以外のものに基いて行為する能力をもっている」と主張し、「共通善」と「個人の私的な野心あるいは利益」とを明示的に区別するのである。このような彼らの議論から、「公的な」エートス・活動様式の発現はそれを可能にするような「適切な」制度的文脈に依存すると考えられるであろう。逆に、特定の制度的文脈の下では、「私的な」エートス・活動様式が発現すると予想されるであろう。ここにおいて、公的エートス・活動様式／私的エートス・活動様式と制度的文脈との関係という論点が浮かび上がってくるのである。

まさにこの論点を扱っているのが、二重効用論である。このアプローチは、しばしば合理的選択理論が想定するような、「自己利益の最大化を目指して行動する個人」という想定を批判する。このような個人像は、過度に矮小化されたものである。なぜなら、大抵の個人は、「自己利益を追求するけれども、同時に『正しいことを行なう』ことを望む<sup>8)</sup>」からである。具体的な例として、大規模スキーリゾート開発計画に対する諸個人の二重の態度の事例を取

り上げてみよう。<sup>19)</sup>この場合に、一方で諸個人は、「消費者」としてスキーリゾート開発に賛成する。しかし、他方で彼／彼女は、「市民」として環境破壊を憂慮して、これに反対するのである。このことは、同一の問題に対して、個人が消費者として自らの利益を追求しようとする選好と市民として環境を保護すべきという「正しいことを行なう」という観点からの選好とを、表明し得るということを意味している。この場合の「正しいことを行なう」という選好をも、自己利益の観点から説明することは、論理的には可能である。<sup>20)</sup>しかし、二重効用論のポイントは、自己の追求と「正しいことを行なう」ことを異なる効用と考え、どちらか一方から他方を演繹的に説明することはできないと主張するところにある。<sup>11)</sup>したがって、マーガレット・リーヴイーが主張するように、以下のような状況が発生し得る。

「倫理的目標の達成は、自己利益の達成を保証しないかもしれないし、倫理的関心は、より利己的な目標と対立するか、もしくはこれを侵害するかもしれないのである」<sup>12)</sup>

このように、二重効用論においては、個人は常に自己利益の最大化という効用に基づいて行動するというわけではなく、制度的文脈によっては「正しいことを行なう」という効用に基づいて行動すると見なされる。<sup>13)</sup>ここでは、このような二つの異なる効用に基づいた行動を導く選好のタイプを、ロバート・E・グッデンにならって、それぞれ、「私的志向の利己的な選好 (private-oriented, egoistic preferences)」および「公的志向の倫理的選好 (public-oriented, ethical preferences)」と呼ぶことにする。<sup>14)</sup>どちらが表明されるかは、当該個人が置かれている制度的文脈に依存する。第五章でも述べるが、例えば、公的な熟議の場においては、「公的志向の倫理的選好」が表明されやすい。<sup>15)</sup>

したがって、二重効用論は、「エートスとしての公」論のアポリアであった、どのようにしてそのようなエートスは発生するのかという問題に対して、次のように回答することになるだろう。すなわち、第一に、諸個人は、「公的なエートス」ないし「公的志向の倫理的選好」を、程度の差こそあれ、そして潜在的にであれ、有しており、第二に、この「公的志向の倫理的選好」が表明されるかどうかは、それに適合的な制度的文脈にかかっている、と。

しかし、ここで別の問題が生じる。確かにこの回答は、「エートスとしての公」論の難点を埋め合わせるものであるかもしれない。しかし、それは、「領域としての公」論との関係では新たな疑問を引き起こすように思われる。すなわち、もしも「公的志向の倫理的選好」の表出がそれに適合的な「制度的文脈」に依拠しているのであれば、果たしてそのような制度的文脈と「領域としての公」論における「公的領域」との間は何らかの相違は存在するのであるのか、という疑問である。最終章では、この問題について検討する。

註

- (1) Ellen M. Immergut, "The Theoretical Core of the New Institutionalism," *Politics and Society*, vol. 26, no. 1, 1998, pp. 5-34. B. Guy Peters, *Institutional Theory in Political Science: The 'New Institutionalism'*, Pinter, 1999, pp. 1-23. Bo Rothstein, "Political Institutions: An Overview," in Robert E. Goodin and Hans-Dieter Klingemann (eds.), *A New Handbook of Political Science*, Oxford University Press, 1996, p. 141. 小野耕二『比較政治』（東京大学出版会、二〇〇一年）一三〇頁以下。
- (2) 例えば、クラウス・オッフエとウルリッヒ・K・プロイスは、諸個人の道徳的能力の開発を、その促進を可能にする「適切な制度」（マーチ／オルセン）との関連で論じている。Claus Offe and Ulrich K. Preuss, "Democratic Institutions and Moral Resources," in Held (ed.), *Political Theory Today*, pp. 143-171. また、ライナー・シユマルツ・ブルンスやフリーベルトウス・ブッフシュタインら



- も、行為者の選好形成とそのための制度の役割に注目した民主主義理論を展開している。Rainer Schmalz-Bruns, *Reflexive Demokratie. Die demokratische Transformation moderner Politik*, Nomos, 1995. Hubertus Buchstein, *Die Zumutungen der Demokratie. Von der normativen Theorie des Bürgers zur institutionell vermittelten Präferenzkompetenz*, in: Klaus von Beyme und Claus Offe (Hgs.), *Politische Theorien in der Ära der Transformation*, Politische Vierteljahresschrift, Sonderheft 26, 1996, S. 295-324.
- (3) Immergut, "The Theoretical Core of the New Institutionalism," p. 6f.
- (4) James G. March and Johan P. Olsen, *Rediscovering Institutions: The Organizational Basis of Politics*, Free Press, 1989, p. 161. シュームス・G・マーチ／ヨハン・P・オルセン、遠田雄志訳「やわらかな制度——あまい理論からの提言——」(日刊工業新聞社、一九九四年)二二六—二二七頁。ただし、訳は一部変更した。
- (5) Rohstein, "Political Institutions," p. 147. See also Peters, *Institutional Theory in Political Science*, p. 29, 35, 41.
- (6) March and Olsen, *Rediscovering Institutions*, p. 128. 邦訳「一八九頁。ただし、訳は一部変更した。
- (7) 「二重効用」の用語については、Howard Margolis, "Dual Utilities and Rational Choice," in Mansbridge (ed.), *Beyond Self-Interest*, pp. 239-253 を参照。なお、このアプローチと同様の問題関心を持つ日本の業績として、後藤玲子『正義の経済哲学——ロールズとセン——』(東洋経済新報社、二〇〇二年)第一〇章・第十一章、同「合理的な愚か者」を越えて——選好構造の多層化——(佐々木・金編前掲『公共哲学 第一〇巻 二二世紀公共哲学の地平』、二〇〇二年)一六五—一九三頁がある。「効用」という用語は直接用いられていないけれども、後藤が個人の「私的選好」と「公共的判断」とを区分する際の、次のような主張を参照されたい。「例えば、いま公共的ルールの評価にあたって、その情報的基础が本人の状態のみならず、他者の状態や他者の厚生を含むものへと拡張されたとしたとしよう。そのことは、個人の私的選好の定義域がそのまま拡張されることを意味するものではない。それらの情報に基づいて公共的ルールを評価する関数それ自体が、私的選好とは質的に異なるものへと変化する

- 「*ト*」を意味する。」後藤前掲『正義の経済哲学』二〇四—二〇五頁。
- (8) Bo Rothstein, *Just Institutions Matter: The Moral and Political Logic of the Universal Welfare State*, Cambridge University Press, 1998, p. 136.
- (9) John S. Dryzek, “The Informal Logic of Institutional Design,” in Robert E. Goodin (ed.), *The Theory of Institutional Design*, Cambridge University Press, 1996, p. 110.ただし、ドライゼック自身は、「二重効用の用語を用いているわけではない」。
- (10) 例えば、アマルティア・センの「共感」概念 (Amartha Sen, *Choice, Welfare and Measurement*, Basil Blackwell, 1982, p.91ff.アマルティア・セン、大庭健・川本隆史訳『合理的な愚か者——経済学＝倫理学的探求——』、勁草書房、一九八九年、一三三頁以下)や、ヤン・エルスターの「偽善の文明化作用」論 (Jon Elster, “Strategic Use of Argument,” in Kenneth Arrow et al. (eds.), *Barriers to Conflict Resolution*, W. W. Norton and Company, 1995, pp. 236-257) などである。
- (11) Margolis, “Dual Utilities and Rational Choice,” p. 240. されど、「二重効用論は、シモン・ローレンスの「合理的 (rational)」と「理性的 (reasonable)」との区分と同型の論理構造を持つ」。John Rawls, *Political Liberalism*, Columbia University Press, 1993, p. 51. 「この点に関して、次の論文も参照。Paul Clements and Emily Hauptmann, “The Reasonable and the Rational Capacities in Political Analysis,” *Politics and Society*, vol. 30, no. 1, 2002, p.103.
- (12) Margaret Levi, *Consent, Dissent, and Patriotism*, Cambridge University Press, 1997, p. 10.
- (13) ただし、この叙述は、両方の効用が不可避的に排他的な関係にあり、アクターはどちらか一方のみの効用に従って行動する、ということの意味するわけではない。リーヴィーが指摘するように、アクターは二つの効用、すなわち「規範と自己利益とのバランスをとりつゝ」を考へるのである。Margaret Levi, “Are There Limits to Rationality?,” *Archives Européennes de Sociologie*, vol. 32, no. 1, 1991, p.135. どのような公と私との混合性については、他にも指摘がある。例えば、ダリオ・キヤステイグリオーネは、「ア

ルバート・ハーシユマンの議論を参照しながら、「公／私どちらかの——引用者）特定の領域が要求する（公／私どちらかの——引用者）単一の心情への没入を緩和すること」、すなわち公的関心と私的関心とが同時に混合して表出されることの重要性を強調している。Castiglione, "Public Reason, Private Citizenship," p. 42. また、アラン・ウルフも、「公と私のどちらかを絶対視することなく、両方の重要性を認識する方法」として、公／私二分法ではなく、「公的セクター」、「私的セクター」、および「公衆（publics）」という「三分法」を提起している。しかし、彼の場合は、この区分が領域的なレベルで設定される傾向がある。

Wolfe, "Public and Private in Theory and Practice," pp. 196-201.

(14) Robert E. Goodin, "Laundering Preferences," in Jon Elster and Annand Hylland (eds.), *Foundations of Social Choice Theory*, Cambridge University Press, 1986, p. 87f.

(15) Cf. John S. Dryzek, *Deliberative Democracy and Beyond: Liberals, Critics, Contestations*, Oxford University Press, 2000; Goodin, "Laundering Preferences"; 田村前掲「現代民主主義理論における分岐とその後（三・完）」三九八—四〇五頁。

## 第五章 領域横断的な公／私区分の概念化に向かって

二重効用論のポイントの一つは、「公的志向の倫理的選好」の表出はそれに適合的な制度的文脈に依存する、ということである。しかし、もしそうであるならば、このアプローチと「領域としての公」論との間に差異は存在するのか、という疑問が生じ得るであろう。確かに、「公的志向の倫理的選好」に適合的な制度的文脈を「公的領域」、  
「私的志向の利己的な選好」に適合的な制度的文脈を「私的領域」と、それぞれ言い換えてみれば、このアプロ

チが示唆していることが「領域としての公」論とどこが違うのかという疑問は、もっともであるように思われる。したがって、両者が異なっていることを示すためには、「公的志向の倫理的嗜好」とその表出を支える制度的文脈とが、「領域としての公」論の想定を越えて、領域横断的に存在する、または発生し得るということが示されなければならない。

そのために私はまず、「制度的文脈」を、物質的な実体としてではなく、「言説 (discourse)」によって構築された領域として捉えることから始めたい。ここで言説とは、「言語に埋め込まれた世界を理解するための枠組」であり、「その支持者が、様々な知覚的情報を一貫した統一体にまとめあげることができる」ものである<sup>1)</sup>。言説理論の中には、ある社会秩序は全面的に浸透する「単一の」言説によって構築される、と考えるものもある。しかし、そのような言説理解は、制度的文脈の変化する可能性を考慮に入れることができない。そのような可能性を考慮するためには、言説を複合的で多元的な特質を有するものとして捉える必要がある<sup>2)</sup>。

確かに、ある社会秩序の下で生活する人々の大多数は、その中の「支配的な言説」に適合的な形で自らのアイデンティティを構築し、行動するかもしれない。しかし、ある制度的文脈は常に単一の支配的言説のみによって構築されているわけではない。すなわち、支配的言説に混ざって、他のいくつかの言説も（潜在的にであれ）存在しているのである。例えば、ドライゼックは、アメリカの政治的諸アクターや一般市民の諸言説を分析して、これまでルイス・ハーツあるいはガブリエル・アーモンド／シドニー・ヴァーバといった論者たちが主張してきたこととは異なり、「単一の、ヘゲモニックなりベラル・デモクラシー」という言説は存在しない<sup>3)</sup>と主張する。彼は、状況は「より複雑」であると述べ、アメリカには「リベラル・デモクラシー」言説以外に、少なくとも四種類のデモクラシーについての言説が存在することを明らかにしたのである。<sup>4)</sup>

ところで、同一の制度的文脈において複数の言説が存在し得るといふ状況は、「制度の規定性」といふ新制度論の命題に疑問を投げかけるように見える。実際、どの程度、制度が人々の選択肢や行動を規定するのかという問題は、新制度論にとって重要な論点の一つである。B・ガイ・ピータースは、マーチ／オルセンの「適切性の論理」概念においては、「ある制度内部に存在すると想定される統一性の程度」が問題となると述べている。すなわち、しつかりと確立した制度においてさえ、文化的シグナルの読み取り方は人によって異なるし、「適切性」の定義も人によって異なり得るといふのである。<sup>5)</sup>確かに、「統一性」程度の低いところで「適切性」を用いた説明を行なうと、あらゆる行為が「適切である」と解釈されることになり、結果的に説明理論としての有効性が失われるという危険性は存在する。したがって、問題は、このような危険性を回避しつつも、同一の制度における複数の解釈の可能性を想定することが可能であるかどうか、という点である。

この点に関して、制度は、行動を「決定」するのではなく、あくまで行為にとつての「文脈」を提供するのみとする、エレン・イマーガットの指摘は示唆的である。<sup>6)</sup>もつとも、彼女は、その理由について十分に理論化しているわけではない。私としては、制度があくまで「文脈」である理由として、少なくとも次の二点を挙げることができる<sup>7)</sup>。第一に、制度にビルト・インされた原理は「非常に抽象的かつ反省的」であるので、アクターの観点からは、複数の解釈の余地が存在し得る。第二に、制度には、しばしば複数の原理がビルト・インされている。<sup>8)</sup>先に、ドライゼックのリベラル・デモクラシー以外のデモクラシー言説についての議論に触れたが、そもそも「リベラル・デモクラシー」といふ理念あるいは制度そのものも、「リベラリズム」と「デモクラシー」という二つの原理の接合である上に、それぞれの原理について多様な解釈を許容するものなのである。<sup>9)</sup>

このように同一の制度的文脈においても複数の言説（あるいは解釈）が存在し得るとすることを前提とすれば、

その制度的文脈における支配的言説に従わない人々が存在し得るということが、了解可能となる。そのような状況として、少なくとも次の二つの場合が考えられる。第一に、支配的言説に従わない人々が（潜在的に）存在する可能性である。第二に、支配的言説に従っていた人が、何かの契機でそれ以外の言説に従うように変化する可能性がある。いずれも、同一の制度的文脈において異なる種類の選好が表明される可能性を示唆している。本稿のテーマに照らせば、これらのケースは、「公的志向の倫理的選好」と「私的志向の利己的選好」という異なる種類の選好が、「同一の制度的文脈」においても表明され得る潜在的可能性——両者が領域横断的に存在し、発生する潜在的可能性——を示唆していると考えるだろう。以下では、第二のケースに検討対象を限定し、右記の潜在的 가능성이顕在化するための条件について検討する。

同一領域内における言説の複数性を前提とすれば、先の第二のケース——支配的言説に従っていた人が、何らかの契機でそれ以外の非支配的言説に従うように変化する場合——が起こる可能性があるということそれ自体は、十分に了解可能である。そのような変化をもたらすような条件として、主に次の四点が考えられる。第一に、偶発的要因による潜在的な言説の顕在化である。第二に、「倫理的互惠性 (ethical reciprocity)」の成立である。第三に、「熟議民主主義」の実施である。第四に、「創発的な改革者」の存在である。以下で、順に述べよう。

第一の偶発的要因による潜在的な言説の顕在化とは、当該制度的文脈内に存在する諸言説の中で、それまでも存在していたのだが必ずしも目立たなかった言説が、何らかの偶発的要因によって顕在化し、当該制度的文脈下にある諸個人に影響を及ぼすようになり、諸個人が依拠する言説が変化する場合である。例えば、石油ショックによる経済危機の結果としてケインズ主義的な福祉国家・経済政策の言説が批判され、市場ベースの（新自由主義的な）福祉国家批判・経済政策の言説が支持されるようになったという場合には、このような論理が作用していると言え

よう。あるいは、別の例として、大学在学中（という制度的文脈の下で）は「男女の性差は存在しない」という言説を支持していた女性が、就職した後に職場（という制度的文脈）における様々な経験によって「男女の性差は存在する」という言説にコミットするようになる、ということも考えられる。ただし、偶発的事情の強調は、「公的志向の倫理的選好」の顕在化の説明を、非人為的条件に還元してしまう可能性を持つ。先に挙げた福祉国家の事例で言えば、「経済危機」の強調は、福祉国家の衰退を「匿名の経済的命令」に還元する恐れがある。また、性差言説へのコミットの事例にも共通するが、制度的文脈の影響力がどれほど大きいとしても、その作用に対する諸個人の側での認知行為ないしそのメカニズムの存在——人為的要因——を無視することは理論的に妥当性を欠くであろう。結局、偶発的事情（のみ）の強調は、アクターの相互作用による秩序形成、あるいは「人間社会にその運命をコントロールする力を与えることのできる活動」としての「政治」の存在を十分に考慮できない、ということを意味する。

これに対して、残りの三つの条件は、右の意味での政治の論理を含むものである。まず第二の条件である、リーヴィーの言う「倫理的互恵性」の成立について述べよう。この概念は、一方で確かに諸個人は公正に行動しようとするが、他方でそのような行動は、一定数の他者も自分と同様に公正に行動しようとするという確信を前提とする、ということを説明するための概念である。倫理的互恵性が成立している状況は、ゲーム理論で言う「保証ゲーム（assurance game）」の状況と類似している。しかし、後者と異なり、前者は互恵性の成立を自己利益ではなく、「公正に行動したい」という欲求に基づくものと考えられる。この倫理的互恵性の観点からすると、それまで（違和感を持ちつつも）支配的言説に従っていたある人が、非支配的言説に従う人々が一定程度存在すると認識した場合に、自らの従う言説を変化させるということが考えられる。このような態度に対しては、単なる機会主義的な行動に過ぎないとの批判も予想される。しかし、諸個人が異なる二重の効用を有するとすれば、そのような個人にとつ

て、単独で「公正に行動する」ことは相当に過大な要請となる。したがって、「状況次第では公正な行動ではなく自己利益を追求したい」、という諸個人の欲求を否定することは断念すべきである<sup>15</sup>。むしろ、より深刻な問題は、「一定程度の人々」が非支配的な言説に従っているということ、どのようにして知ることができるのか、ということであるように思われる。

最後の二つの条件は、それぞれ、右記の問題に対する回答となり得る。第三の条件である熟議民主主義は、集合的意思決定の一つの方法であり、そこでは諸個人が討論を通じて自らの選好を変容させることが重要となる<sup>16</sup>。熟議民主主義においては、参加者は、自らの選好・意見・構想を論証などのコミュニケーション様式を通じて、他の参加者に了解可能な形で説明・提示しなければならない。その過程において、参加者が互いに「公的志向の倫理的選好」を有することを認識できれば、「倫理的互恵性」の成立が可能となる。すなわち、熟議民主主義の実践は、諸個人に対して「公的志向の倫理的選好」の表出を可能にし、その結果として「倫理的互恵性」成立の蓋然性を高めると考えられるのである。さらに、そこには偶発的事情ではなく、アクター（熟議参加者）の相互作用（討論）を通じて秩序形成（倫理的互恵性の成立）という論理を見出すことができるであろう。

問題は、なぜ熟議によつて倫理的互恵性の成立が可能になるのか、という点である。しばしば、熟議の過程は「公的なものを創出する過程」である、と言われる。しかし、この命題はそれほど自明なものであろうか。確かに、何人かの論者は、熟議の過程は「選好の範囲を制限するための内在的なメカニズム」を有していると主張している。もし本当にそうであれば、熟議において、諸個人は「公的志向の倫理的選好のみを表明し、私的志向の利己的な選好は抑制する」ように自らの選好を洗練する、ということを期待し得ることになる。しかし、果たして、このような「選好の洗練」が必然的に起こる、とまで言えるだろうか。中には、熟議においても「選好の洗練」を行わない



アクターも存在するのではないだろうか。とりわけ、本稿との関係では、ひたすら自己利益の実現を目指すような「不誠実な」アクターに対して、熟議による倫理的互惠性の成立を想定することができるのか、という点が問題となる。

このような疑問に対しては、暫定的ではあるが、少なくとも次の二つの反論を挙げることができる。第一は、ゲリー・マッキーが述べるように、熟議を繰り返しているうちに「不誠実な」アクターは信頼を喪失し、討論の正当な相手とは見なされなくなる、というものである。<sup>227</sup>第二は、ヤン・エルスターの言う「偽善の文明化作用」論である。<sup>228</sup>熟議の場では、あからさまな自己利益の主張は支持されないため、仮に自己利益の実現のみを目指して熟議に参加しているとしても、そこでの発言は「公正な観点からの主張」という体裁をとらざるを得ない。そのような主張は確かに「偽善」なのであるが、結果として熟議の場での討論をより「公的志向の倫理的選好」およびそれに基づく主張の表明に適したものと変容させ得るのである。<sup>24</sup>

最後に、第四の条件、すなわち「創発的な改革者」による言説の「再配置」の可能性という条件についてである。<sup>229</sup>創発的な改革者は、しばしば「レトリック」をも用いながら、既存の言説状況の再配置を試みると考えられる。ドライゼックが、マーティン・ルーサー・キング牧師の例を引きながら指摘するように、レトリックは「異なる参照枠組を横断して訴えかける際に効果的」な道具となり得るのである。<sup>230</sup>このようなレトリックを伴う既存の言説状況再配置の試みの理論化として興味深いのが、デンマーク、オランダ、およびドイツの比較福祉国家改革研究において、ロバート・H・コックスが提起している「経路形成 (path shaping)」の概念である。<sup>231</sup>彼は、この概念を、しばしば新制度論 (とりわけ歴史的制度論) において用いられる「経路依存性 (path dependency)」の概念<sup>232</sup>に對置させている。彼が「政策企業家 (policy entrepreneur)」と呼ぶ政治アクターは、経路依存性概念が想定するように、単に従

来の経路に拘束されるのではなく、むしろ新しい経路を「作り出す」のである。新たな「経路形成」においては、新しい提案が支持を得るように争点を構築する「理念 (Ideas)」が重要な役割を果たす。もつとも、その際の「理念」は、新しければ何でもよい、というわけではない。コックスは、既存の言説状況を全く無視した理念に基づく「経路形成」は失敗に終わると述べている。新たな「経路形成」が成功するためには、既存の社会的諸価値を踏まえつつ、それらを改革にとって適合的となるように矯正することができるような理念が求められるのである。ここで、コックスはレトリックの意義を主張することになる。

「経路形成は、新しい提案を既存の価値構造に接続するレトリックを伴う戦略を必要とするのである。」<sup>3)</sup>

かくして、コックスは、一方のデンマークとオランダにおける福祉改革の成功と、他方のドイツにおける福祉改革の失敗との差異を、改革アクターによる「経路形成」の成否によって説明するのであるが、本稿では、その具体的な分析の詳細に立ち入ることは差し控える。ここでの問題関心は、諸個人が潜在的に有しているとはいえその顕在化は多くの場合妨げられている「公的志向の倫理的選好」が「倫理的互恵性」の成立によって表出することを可能にする言説——それは通常非支配的言説である——を、どのようにして諸個人が認識することができるのか、ということであった。改革を目指す政治アクターによる「経路形成」の試みは、多くの人々に非支配的言説の意義を認識させ、したがって「倫理的互恵性」の成立（の可能性）を認識させることに寄与し得ると考えられるのである。

註

- (1) Dyzyek, "The Informal Logic of Institutional Design," p. 104.
- (2) Cf. Nancy Fraser, "Structuralism or Pragmatics?: On Discourse Theory and Feminist Politics," in Fraser, *Justice Interruptus*, pp. 151-170.
- (3) Dyzyek, "The Informal Logic of Institutional Design," p. 114ff.
- (4) *Ibid.*, p. 115f. デモクラシーについての四つの言説とは、「民主主義に満足する共和主義 (contented republicanism)」、「エリートに敬意を示す保守主義 (deferential conservatism)」、「政府に不満を抱くポピュリズム (disaffected populism)」、「および「私生活を重視するリベラリズム (private liberalism)」である。
- (5) Peters, *Institutional Theory in Political Science*, p. 30.
- (6) Immergut, "The Theoretical Core of the New Institutionalism," p. 26.
- (7) Cf. Claus Offe, "Some Skeptical Considerations on the Malleability of Representative Institutions," in Erik Olin Wright (ed.), *Associations and Democracy*, Verso, 1995, p. 125f. この点を含む「オッフェの制度論の詳細については、田村前掲『国家・政治・市民社会』第六章において検討した。
- (8) この点に関して、「アイデアのレパートリー」という興味深い概念を提起している次の論文をも参照。Peter A. Hall and Rosemary C. R. Taylor, "The Potential of Historical Institutionalism: A Response to Hay and Wincott," *Political Studies*, vol. 46, no. 5, 1998, p. 961f.
- (9) Cf. C. B. Macpherson, *The Life and Times of Liberal Democracy*, Oxford University Press, 1977. C・B・マクファーマン、田口富久治訳『自由民主主義は生き残れるか』(石波新書、一九七八年)。David Held, *Models of Democracy*, Second Edition, Polity Press, 1996. テヴィッド・ヘルド、中谷義和訳『民主政の諸類型』(御茶の水書房、一九九八年)。
- (10) この考えについては、Kathleen Thelen and Sven Steinhilber, "Historical Institutionalism in Comparative Politics," in Sven Steinhilber, Kathle-

Ilen Thelen, and Frank Longstreth (eds.), *Structuring Politics: Historical Institutionalism in a Comparative Analysis*, Cambridge University Press, 1992, p. 16f. における「制度的変化のダイナミズム」についての叙述に示唆を得ている。

(11) なお、学校教育における「隠れたカリキュラム」の存在ないしその諸個人への作用をどう考えるか、という論点は、ここでは差し当たり考慮しない。

(12) Claus Offe, "Democracy against the Welfare State?: Structural Foundations of Neoconservative Political Opportunities," *Political Theory*, vol. 15, no. 4, 1987, p. 530.

(13) Andrew Gamble, *Politics and Fate*, Polity Press, 2000, p. ix. アンドリュー・ギャンブル、内山秀夫訳『政治が終わるとき?』——グローバル化と国民国家の運命——(新曜社、二〇〇二年) v頁。

(14) Levi, *Consent, Dissent, and Patriotism*, pp. 24-26.

(15) 中込正樹『意味世界のマクロ経済学』(創文社、二〇〇二年)一三二—一三六頁を参照。そこで、中込は、井上達夫の「他者に開かれた自由」、「他者をその他者性において尊重するとともに、他者と融合することなく他者を自己変容の触媒として受容する節度と度量を兼ね備えた自由」の理論的意義を「高く評価」しつつ、「しかしこうして拡大された自由の概念を尊重する一方で、それでも『・・・からの自由』に執着し、それにこだわって生きようとする人間精神の多面性・複雑性をも無視できない」(同右、一三二頁)と述べている。

(16) 熟議民主主義については様々な理解が存在するが、私自身はこの考えのポイントを、概ね次の三点において理解している。第一に、熟議の「手続」ではなく「過程」を重視することである。したがって、熟議参加者の「選好の変容」への注目が重要である。第二に、熟議の際のコミュニケーション様式は、(ハーバーマスの典型的な)理性的論証を基軸としつつも、それ以外の多様なコミュニケーション様式を持つ意義をも認めることである。第三に、熟議における「合意」は、「紛争の次元に関する同意」および「結論レベルにおける異なる理由に基づく同意」の二種類を考えることができる。私の熟議民主主義理解の詳細につ

- いては、田村前掲「現代民主主義理論における分岐とその後」（一）（二）（三・完）」を参照のこと。また、熟議民主主義に関する諸論点をコンパクトに整理した、その他の最近の業績として、Iris Marion Young, "Democracy and Justice," in Iris Marion Young, *Inclusion and Democracy*, Oxford University Press, 2000, pp. 16-51、内野正幸「民主制と『弱者にやさしい統治』——両者の調和と対抗——」（駒井洋編著『日本の選択——もうひとつの改革路線——』（シネルヴァ書房、二〇〇二年）四九―八五頁などがあ  
る。
- (17) この論点の提示にあたっては、熟議による「信頼 (trust)」の創出可能性（とその困難）を考察した次の論文にも示唆を得ている。Mark E. Warren, "Democratic Theory and Trust," in Mark E. Warren (ed.), *Democracy and Trust*, Cambridge University Press, 1999, pp. 339-343.
- (18) Young, "Communication and the Other," p. 121.
- (19) Dryzek, *Deliberative Democracy and Beyond*, p. 46.
- (20) Goodin, "Laundering Preference," p. 88.
- (21) 以下の議論の詳細については、田村前掲「現代民主主義理論における分岐とその後」（三・完）「三八九―三九四頁をも参照。
- (22) Gerry Mackie, "All Men are Liars: Is Democracy Meaningless?," in Jon Elster (ed.), *Deliberative Democracy*, Cambridge University Press, 1998, pp. 69-96.
- (23) Elster, "Strategic Use of Argument," p. 250.
- (24) ただし、「偽善の文明化作用」論それ自体は、「私的志向の利己的選好」と「公的志向の倫理的選好」との質的区分に基づく議論ではない。換言すれば、この議論は熟議における「公正な観点からの主張」発生の根拠（あるいは熟議参加者の動機づけ）を「公的志向の倫理的選好」の観点から説明するものではない。「偽善の文明化作用」論が想定するアクターは「公正な観点からの主張」を行なうとしても、その動機づけは基本的には自己利益の達成（「私的志向の利己的選好」）なのである。田村前掲「現

代民主主義理論における分岐とその後(三・完)四〇〇頁以下を参照。恐らくこの点をどのように評価するかによって、「偽善の文明化作用」論への評価は分かれることになる。例えば James Johnson, "Arguing for Deliberation: Some Skeptical Consideration," in Elster (ed.), *Deliberative Democracy*, p. 171f, 182, n. 47 などには「この議論に批判的である。逆に、この議論の意義を評価するものは、Castiglione, "Public Reason, Private Citizenship," p. 44 などがある。

(25) Dyzyek, "The Informal Logic of Institutional Design," p. 118.

(26) Dyzyek, *Deliberative Democracy and Beyond*, p. 69f. 田村前掲「現代民主主義理論における分岐とその後(三・完)」三七七—三八九頁をも参照。

(27) Robert H. Cox, "The Social Construction of an Imperative: Why Welfare Reform Happened in Denmark and the Netherlands but not in Germany," *World Politics*, vol. 53, no. 3, 2001, p. 498. ロックスのこの論文への言及として、近藤康史「現代イギリス福祉国家の変容に関する研究・序説——ブレア労働党政権についての比較政治学的分析——(一)」(『筑波法政』第三二号、二〇〇二年)一〇九—一一一頁をも参照。

(28) 「経路依存性」に「パス」 Paul Pierson, "Increasing Returns, Path Dependence, and the Study of Politics," *American Political Science Review*, vol. 94, no. 2, 2000, pp. 251-267 を参照。

(29) Cox, "The Social Construction of an Imperative," p. 498. なお、ロックスと同様に比較政治における「言説」の役割に注目するヴィアン・A・シュミットも、改革の成功に寄与する言説は、単にその言説が提案する政策プログラムが他の(従来の)政策プログラムよりも内容的に優れている(シュミットはこれを言説の「認知的機能」と呼んでいる)だけではなく、改革のための当該政策プログラムがいかにその国の価値観やナショナル・アイデンティティに構造に基づいているかを示しつつ、同時にそのプログラムが古いプログラムよりも新たな現実により適合的であることを示すことができなければならない(言説の「規範的機能」)、と述べている(シュミットは、言説の機能としてその他に「調整機能」と「コミュニケーション的機能」も挙げてい

る）。コックスと同じくシユミットも、新たな改革提案が支持を獲得する（したがって改革が成功する）ためには、既存の価値観との「共鳴関係」の形成が重要であると指摘しているのである。Vivien A. Schmidt, "Democracy and Discourse in an Integrating Europe and a Globalising World," *European Law Journal*, vol. 6, no. 3, 2000, esp. pp. 279-285. See also Vivien A. Schmidt, "Values and Discourse in the Politics of Adjustment," in Fritz W. Scharpf and Vivien A. Schmidt (eds.), *Welfare and Work in the Open Economy vol.1: From Vulnerability to Competitiveness*, Oxford University Press, 2000, pp. 229-309.

## おわりに

本稿は、公／私の区分をどのように行なうべきか、という点について検討した。その結果は、次のとおりである。

第一に、公／私は質的に区分されるべきである（第一章）。第二に、従来の公／私区分の主たる方法である「領域としての公」論と「エートスとしての公」論とは、それぞれ問題点を抱えている。すなわち、前者は公／私区分を過度にリジッドなものとし、後者は公的なエートスの発生の説明が十分ではないのである（第二章・第三章）。第三に、したがって公／私のリジッドな区分を回避し、かつ領域横断的な公的エートスの発生を説明しうるような公／私区分の理論化が必要である。本稿は、そのために適切と思われるアプローチとして、新制度論の発想をベースとしつつ、二重効用論に「言説の再配置可能性」という議論を組み合わせたものを提起した（第四章・第五章）。

このように、本稿において私が辿った筋道は、一方で公／私の質的区分の必要性を主張しつつ、他方でそのような区分がリジッドになりすぎることには警鐘を鳴らし、この区分の柔軟性を担保する理論的方策を模索する、とい

うものだった。このような議論の展開は、とすれば公／私を区分すると言いながら、その区分ないし区分の論理を不明瞭化する恐れがあるかもしれない。もちろん、本稿の議論には十分に詰め切れていない点も存在しよう。しかし、この点に関して私は、むしろあまりに明確すぎる公／私区分の論理こそが問題ではないか、と考えている。

第一章でも述べたように、現代社会においては、一方で「私による公の侵食」に警鐘が鳴らされると同時に、他方で「公による私の侵食」の危険性も指摘されている。この二つの主張は、どちらも部分的には説得力を有している。しかしながら、同時に、前者においては公、後者においては私、それぞれ他方に対して（過度に）優位化される傾向があることも否定できない。本稿の議論の出発点は、そのような立論への違和感にあった。確かに、現代人である我々は自己利益を放棄することなどできない。むしろ、社会生活の多くの場面で（場合によっては政治においてさえ）自己利益に従って行為していると言ったほうがよい。しかし、恐らく、そのような我々でさえ、あらゆる行為を自己利益の観点からのみ選択しているとは言えないであろう。時と場合によっては、我々は、自己利益以外の観点から行為する、ということも確かに存在すると思われるのである。本稿が、「私的志向の利己的選好」と「公的志向の倫理的選好」とを区分する二重効用論を評価したのも、こうした理由からのことであつた。公の特権化および公の私への還元の両者を乗り越えること、換言すれば、公の特権化を回避しつつ私に還元され得ない公の意義を擁護すること、本稿が依拠したいこのような立場を表現するためには、従来の公／私区分の議論からは不明瞭に見えるかもしれないような議論展開が不可欠だったのである。